

# 第7期土岐市障がい福祉計画 第3期土岐市障がい児福祉計画

令和6年3月  
岐阜県 土岐市



## はじめに

土岐市では、令和3年3月に「第6期土岐市障がい福祉計画・第2期土岐市障がい児福祉計画」を、令和4年3月に「誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり」を基本理念とする「第5期土岐市障がい者計画」を策定し、すべての障がい者が、地域で安心して生活でき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支え合いながら暮らすことができる社会を目指し、障がい者の自立支援や社会参加の推進に向けた取組を進めてきたところです。



このたび、現行計画が期間満了することから、国の基本指針や県の動向、現行計画の成果目標に対する進捗状況等を踏まえ、令和6年度から令和8年度を計画期間とした「第7期土岐市障がい福祉計画・第3期土岐市障がい児福祉計画」を策定いたしました。この計画においては、障がい福祉に関する施策・事業の一層の充実を図るため、障がい者の地域生活への移行支援、計画相談支援体制の充実・強化、障がい児支援の提供体制の整備等を SDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえ盛り込んだところです。地域全体で支えるシステムの強化、必要なサービス基盤の整備等、障がいの有無に関わらずすべての人がともに生き、ともに安心して暮らし、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指して、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました土岐市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに各種団体の関係者様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

土岐市長 加藤 淳司



# 目次

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b>         | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨                    | 1         |
| 2 計画の位置付け                    | 2         |
| 3 計画の期間                      | 4         |
| 4 計画の策定体制                    | 4         |
| 5 計画に関する関連法令の動向              | 6         |
| 6 SDGs との関連について              | 8         |
| <b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b>       | <b>9</b>  |
| 1 障がい者の現状                    | 9         |
| 2 人口の将来推計                    | 14        |
| 3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価  | 15        |
| 4 アンケート調査の結果・考察              | 22        |
| <b>第3章 計画の理念と成果目標</b>        | <b>43</b> |
| 1 計画の理念                      | 43        |
| 2 成果目標                       | 43        |
| <b>第4章 サービス見込み量と確保のための方策</b> | <b>51</b> |
| 1 障がい福祉サービス                  | 51        |
| 2 地域生活支援事業                   | 58        |
| 3 障がい児福祉サービス                 | 65        |
| <b>第5章 計画の推進</b>             | <b>69</b> |
| 1 計画の推進にあたって                 | 69        |
| <b>資料編</b>                   | <b>71</b> |
| 1 土岐市障害者計画等策定委員会設置要綱         | 71        |



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国の障害者福祉に関する施策は、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、サービス体系が大きく変わりました。

平成23年の「障害者基本法」の改正では、平成19年に我が国が署名した「障害者権利条約」の批准に向けて、「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

平成25年の「障害者総合支援法」の施行により、障がい者の定義への難病等の追加や重度訪問介護の対象者の拡大など、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことができるよう、現状に即したサービス体系の構築や法律の整備が行われてきました。

さらに、平成26年に「障害者権利条約」が承認され、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されています。

これらの条約や法律により、障がい者の自立及び社会参加の支援だけではなく、障がい者自身の権利、尊厳の保障義務や、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等が求められています。

平成30年には、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画(第4次)」が閣議決定されました。「障害者基本計画(第4次)」は、わが国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画として、障害者権利条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取り組みが示されており、それぞれの施策分野で取り組みが進められてきました。

「障害者基本計画(第4次)」が令和4年度をもって満了となったことから、令和3年の障害者差別解消法の改正を踏まえるとともに、令和4年5月に公布・施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を受け、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、同法の規定の趣旨を踏まえ令和5年度を初年度とする「障害者基本計画(第5次)」が新たに策定されました。

土岐市(以下本市)においては、令和3年3月に「第6期土岐市障がい福祉計画・第2期土岐市障がい児福祉計画」、令和4年3月に「第5期土岐市障がい者計画」を策定しました。

今回、「第6期土岐市障がい福祉計画・第2期土岐市障がい児福祉計画」が令和6年3月で計画期間が終了することから、上記「障害者基本計画(第5次)」の基本的な視点をふまえた新たな計画として「第7期土岐市障がい福祉計画・第3期土岐市障がい児福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1)障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付け

「土岐市障がい福祉計画」「土岐市障がい児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第 88 条」「児童福祉法第 33 条の 20」に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障がい児支援の提供体制の確保について定めるものです。

「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」は、一体のものとして作成することができることから、本市においても両計画を一体的に作成するものとします。

#### ①障がい者計画

「障害者基本法」第 11 条第 3 項に規定されており、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画です。

#### ②障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第 88 条により規定されており、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

#### ③障がい児福祉計画

「児童福祉法」第 33 条の 20 に規定されており、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

#### ■ 根拠法令・計画の内容

|      | 障がい福祉計画                        | 障がい児福祉計画                       | 障がい者計画                            |
|------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 根拠法令 | 障害者総合支援法 第88条<br>(平成25年4月1日施行) | 児童福祉法 第33条の20<br>(平成30年4月1日施行) | 障害者基本法 第11条第3項<br>(平成23年8月5日一部改正) |
| 内容   | 障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画    | 障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画        | 障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画       |

#### 【障がい者(児)の定義について】

障害者基本法では、障がい者を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

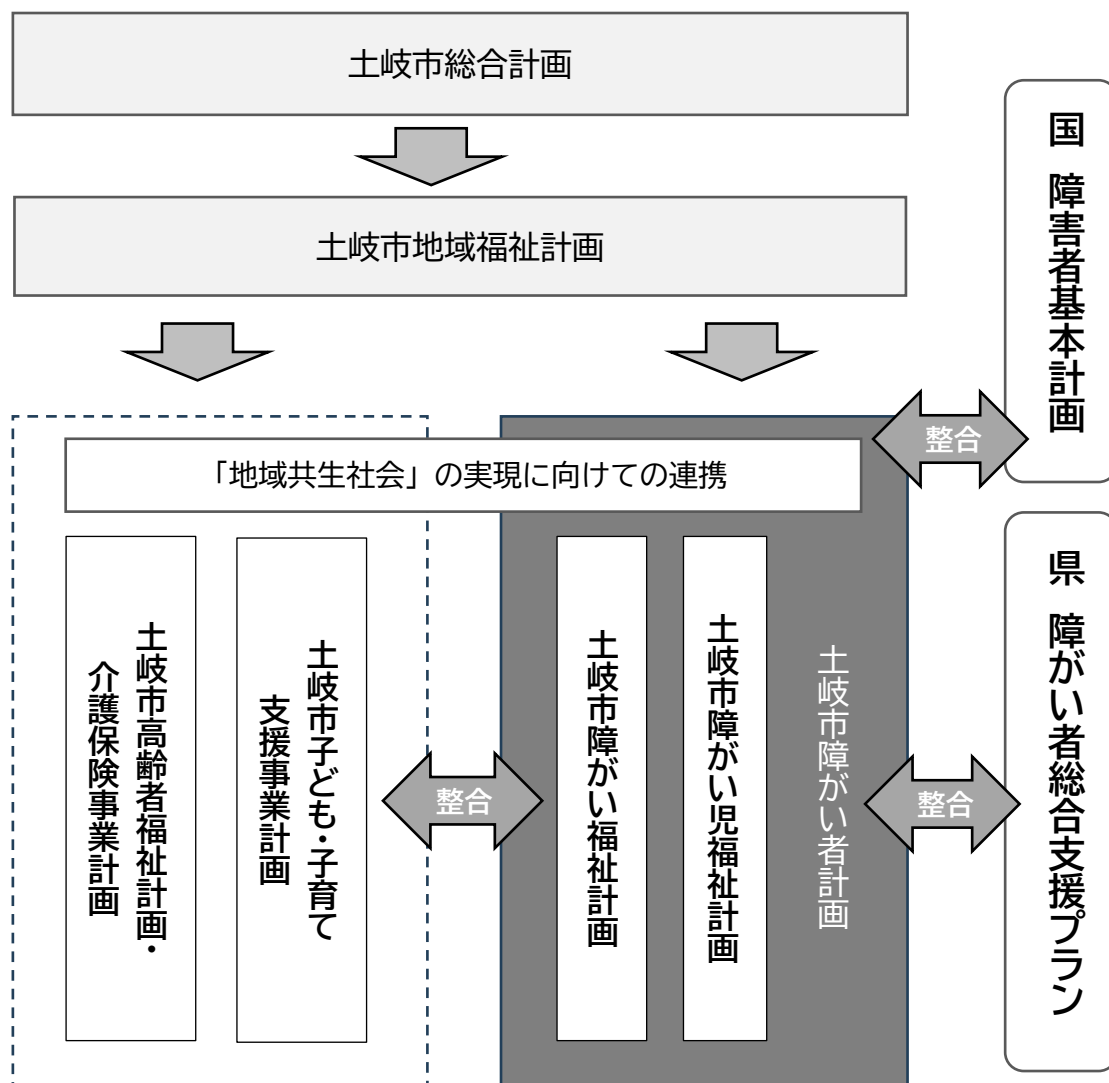
本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

## (2) 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第六次土岐市総合計画」との整合性を図るとともに、「第4期土岐市地域福祉計画」、その他福祉分野個別計画との連携・調整を図ります。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び岐阜県の「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性にも留意しています。

### ■ 上位計画・関連計画との関係



### 3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国の障がい者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中에서도見直しすることとします。

■ 計画期間

| 年 度                 | 令和3                             | 令和4          | 令和5 | 令和6                             | 令和7 | 令和8 |
|---------------------|---------------------------------|--------------|-----|---------------------------------|-----|-----|
| 障がい福祉計画<br>障がい児福祉計画 | 第6期土岐市障がい福祉計画<br>第2期土岐市障がい児福祉計画 |              |     | 第7期土岐市障がい福祉計画<br>第3期土岐市障がい児福祉計画 |     |     |
| 障がい者計画              | 第4期<br>計画                       | 第5期土岐市障がい者計画 |     |                                 |     |     |

### 4 計画の策定体制

#### (1)「土岐市障害者計画等策定委員会」の開催

障がいのある人等の団体や、医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表からなる「土岐市障害者計画等策定委員会」を設置し、計画の審議・検討を行いました。

#### (2)市民・関係団体 からの意見・要望等の収集

##### ①市民アンケート調査の実施

障がいのある人の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、また、一般の方の障がいに対する意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

■ 市民アンケート調査概要

|          | 障がい者手帳保持者                    | 一般                      |
|----------|------------------------------|-------------------------|
| 調査対象     | 土岐市に在住する障がい者手帳をお持ちの方 1,800 人 | 土岐市に在住する方 1,200 人       |
| 配布・回収方法  | 対象者へ郵送、Web を併用して調査           | 対象者へ郵送、Web を併用して調査      |
| 調査期間     | 令和5年7月25日～8月10日              | 令和5年7月25日～8月10日         |
| 配布数(A)   | 1,800 通                      | 1,200 通                 |
| 有効回答数(B) | 856 通    うち Web 回答 80 件      | 489 通    うち Web 回答 68 件 |
| 回収率(B/A) | 47.5%                        | 40.8%                   |

## ②関係団体への意見聴取

障がいのある人や障がいのある児童の生活を地域で支える障がい関係団体や事業者の意見を反映させるためヒアリング調査を実施し、意見を聴取しました。

### ■ 関係団体へのヒアリング調査概要

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 調査対象     | 土岐市内の障がい福祉に取り組んでいる 42 団体・事業所 |
| 配布・回収方法  | 関係団体・事業所へメール、郵送、WEB を併用して調査  |
| 調査期間     | 令和5年8月1日～8月18日               |
| 配布数(A)   | 42 通                         |
| 有効回答数(B) | 29 通    うち Web 回答 19 件       |
| 回収率(B/A) | 69.0%                        |

## ③パブリックコメントの実施

市民の意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

## 5 計画に関する関連法令の動向

近年の障がい福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

| 年度    | 関連法令            | 概要                                                    |
|-------|-----------------|-------------------------------------------------------|
| 平成19年 | 改正障害者基本法の施行     | ・市町村障がい者計画の義務化                                        |
| 平成21年 | 改正障害者雇用促進法の施行   | ・中小企業が協働で障がい者を雇用する仕組みの創設など                            |
| 平成22年 | 改正障害者雇用促進法の施行   | ・障害者雇用納付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど                |
| 平成23年 | 改正障害者基本法の施行     | ・目的規定や障がい者の定義の見直しなど                                   |
|       | 改正障害者自立支援法の施行   | ・障がい者の範囲見直しやグループホーム等利用助成の創設など                         |
| 平成24年 | 障害者虐待防止法の施行     | ・障がい者の虐待の防止に関わる国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力 義務を規定             |
|       | 改正障害者自立支援法の施行   | ・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など                                |
|       | 改正児童福祉法の施行      | ・障がい種別等で分かれていた「通所支援」と「入所支援」を利用形態別に一体化、放課後等デイサービス等の創設等 |
| 平成25年 | 障害者総合支援法の施行     | ・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しなど                          |
|       | 障害者優先調達推進法の施行   | ・障がい者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項等を規定                         |
|       | 改正障害者雇用促進法の施行   | ・障がい者の範囲の明確化                                          |
|       | 障害者基本計画（第3次）の策定 | ・基本原理の見直し、障がい者の自己決定の尊重の規定など                           |
| 平成26年 | 障害者権利条約の締結      | ・障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約                               |
| 平成27年 | 改正障害者雇用促進法の施行   | ・障害者雇用納付金制度の範囲拡大                                      |
| 平成28年 | 障害者差別解消法の施行     | ・障がい者を理由とする差別の解消の促進に関する基本的な事項や措置等を規定                  |
|       | 改正障害者雇用促進法の施行   | ・障がい者の権利に関する条約の批准に向けた対応など                             |
|       | 改正発達障害者支援法の施行   | ・発達障がい者の定義の改正、基本理念の新設など                               |

| 年度    | 関連法令                            | 概要                                                                                       |
|-------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年 | 障害者基本計画（第4次）の策定                 | ・共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記                                                |
|       | 改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行            | ・障がい者の地域生活の支援や障がい児支援へのきめ細かな対応など                                                          |
|       | 改正障害者雇用促進法の施行                   | ・法定雇用率の算定基礎の見直し                                                                          |
|       | 障害者文化芸術促進法の施行                   | ・障がい者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など                                                                |
|       | 改正児童福祉法の施行                      | ・居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（居宅訪問型児童発達支援）の創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケア児に対する支援、市町村障がい児福祉計画の策定義務化等 |
| 令和元年  | 改正障害者雇用促進法の施行                   | ・障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など                                                               |
|       | 読書バリアフリー法の施行                    | ・障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律                                       |
| 令和2年  | 改正障害者雇用促進法の施行                   | ・国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成、公表など                                                            |
| 令和3年  | 改正社会福祉法の施行                      | ・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設など                                                      |
|       | 医療的ケア児支援法の施行                    | ・医療的ケア児及びその家族に対する支援など                                                                    |
| 令和4年  | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 | ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定                                            |
|       | 第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定            | ・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載など                                             |
| 令和5年  | 障害者基本計画（第5次）の策定                 | ・共生社会の実現に資する取組の推進、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進について記載など                                    |
|       | 改正障害者雇用促進法の施行                   | ・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など                                                                 |
| 令和6年  | 改正障害者総合支援法の施行                   | ・就労選択支援の創設、共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備など                   |
|       | 改正児童福祉法の施行                      | ・障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化、こども家庭センターの設置の努力義務化等                    |
|       | 改正障害者雇用促進法の施行                   | ・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例など                                        |
|       | 改正障害者差別解消法の施行                   | ・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化                                                             |

## 6 SDGsとの関連について

2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030（令和 12）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

本計画においてSDGsの理念に沿って、施策の展開を図ります。

### ■ SDGs 17の国際目標



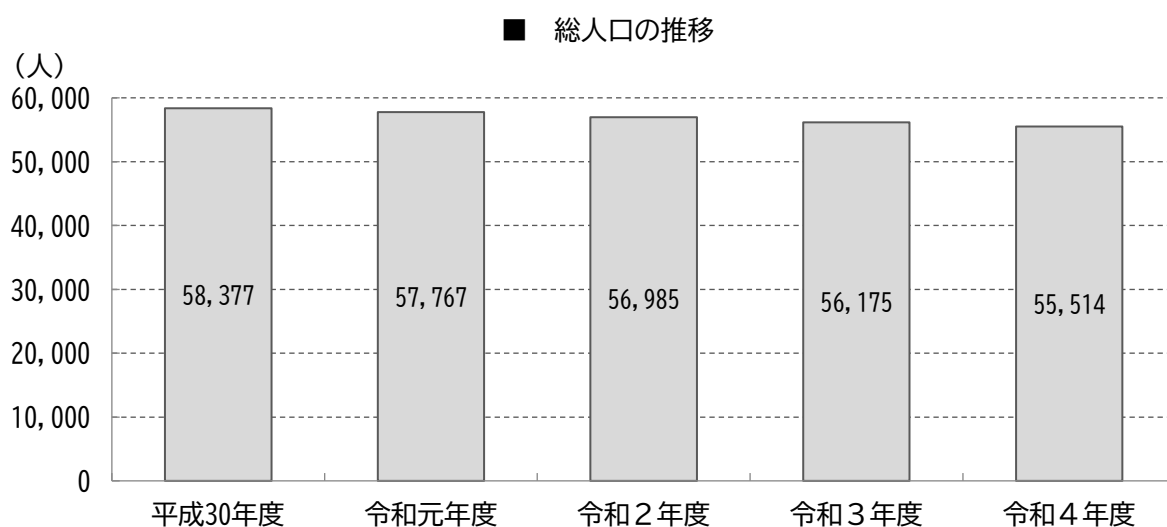
## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 障がい者の現状

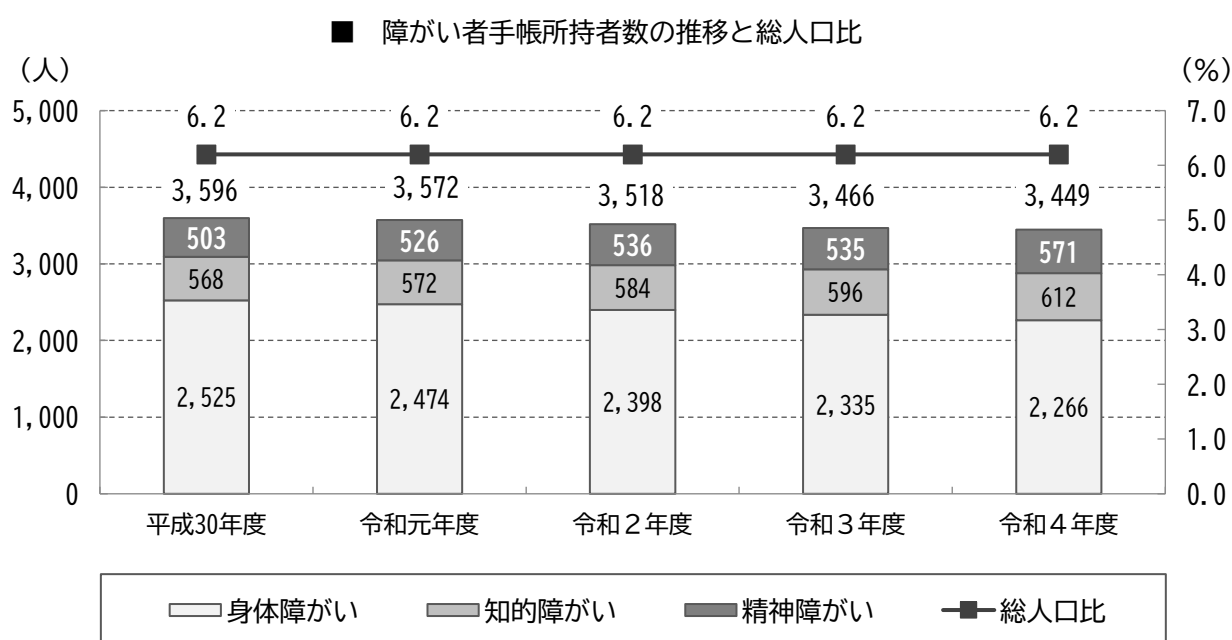
#### (1) 総人口と障がい者数

総人口は減少傾向にあり、平成30年度は58,377人でしたが、令和4年度は55,514人となっています。

障がい者手帳所持者数についてみると、総人口同様に減少にあり、平成30年度は3,596人でしたが、令和4年度は3,449人となっています。また、総人口比は6.2%で推移しています。



資料：土岐市 住民基本台帳 各年度3月31日現在



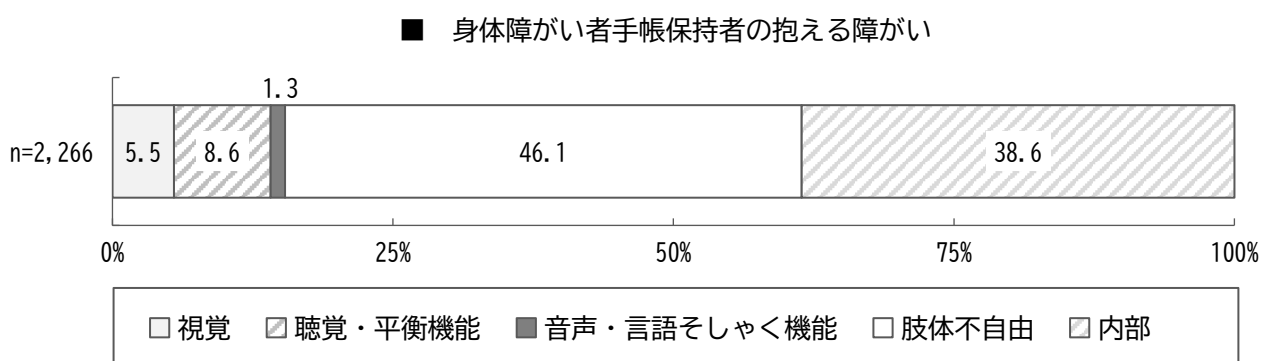
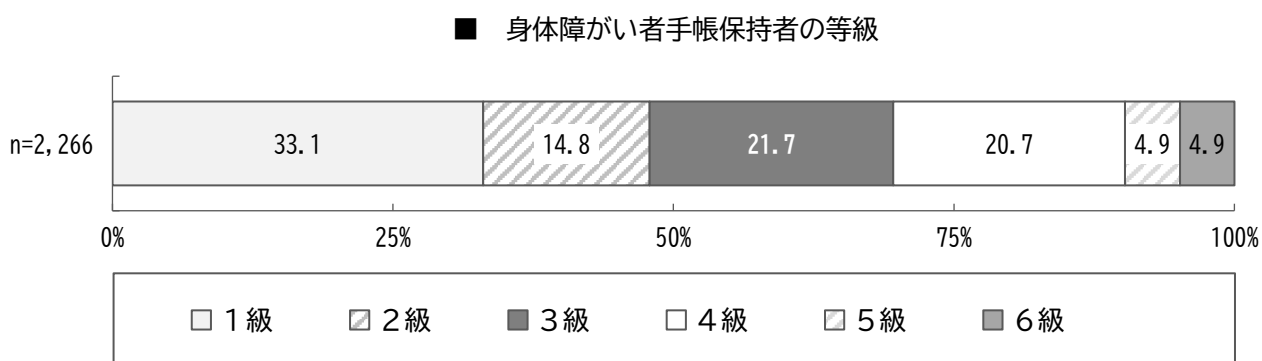
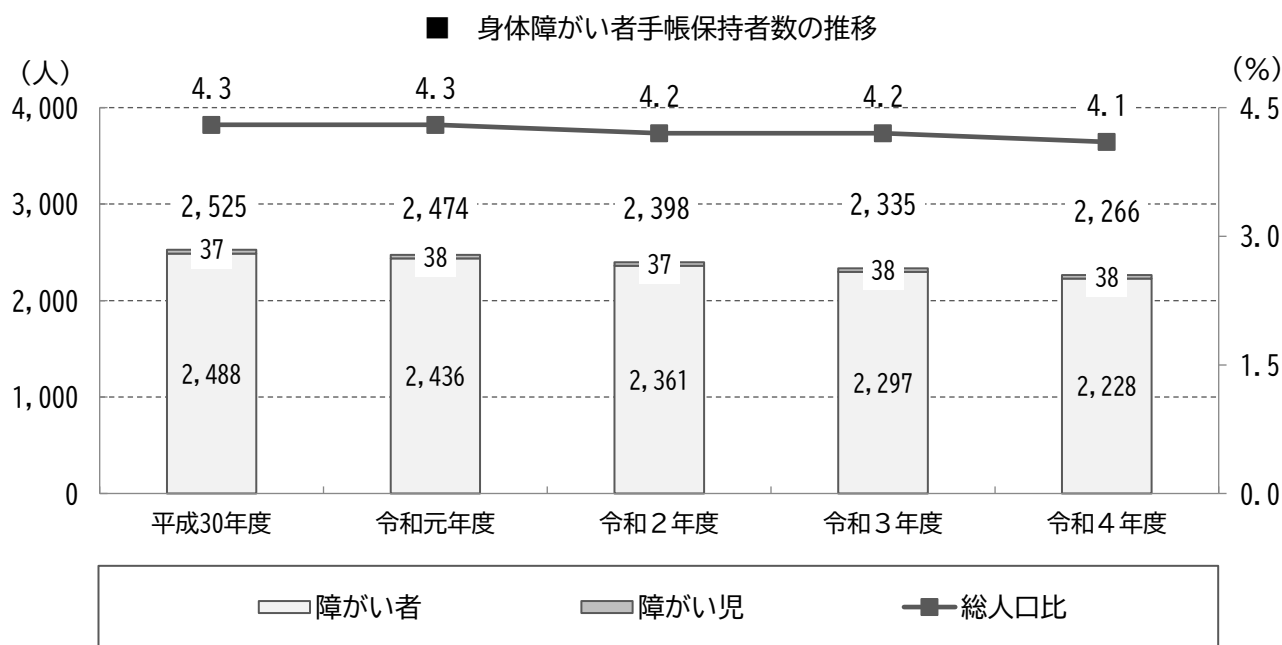
資料：土岐市 福祉課 各年度3月末時点

## (2) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳保持者数は減少傾向にあり、平成 30 年度は 2,525 人でしたが、令和 4 年度は 2,266 人となっています。

手帳保持者数の等級割合は 1 級 (33.1%) が最も高く、次いで 3 級 (21.7%) となっています。

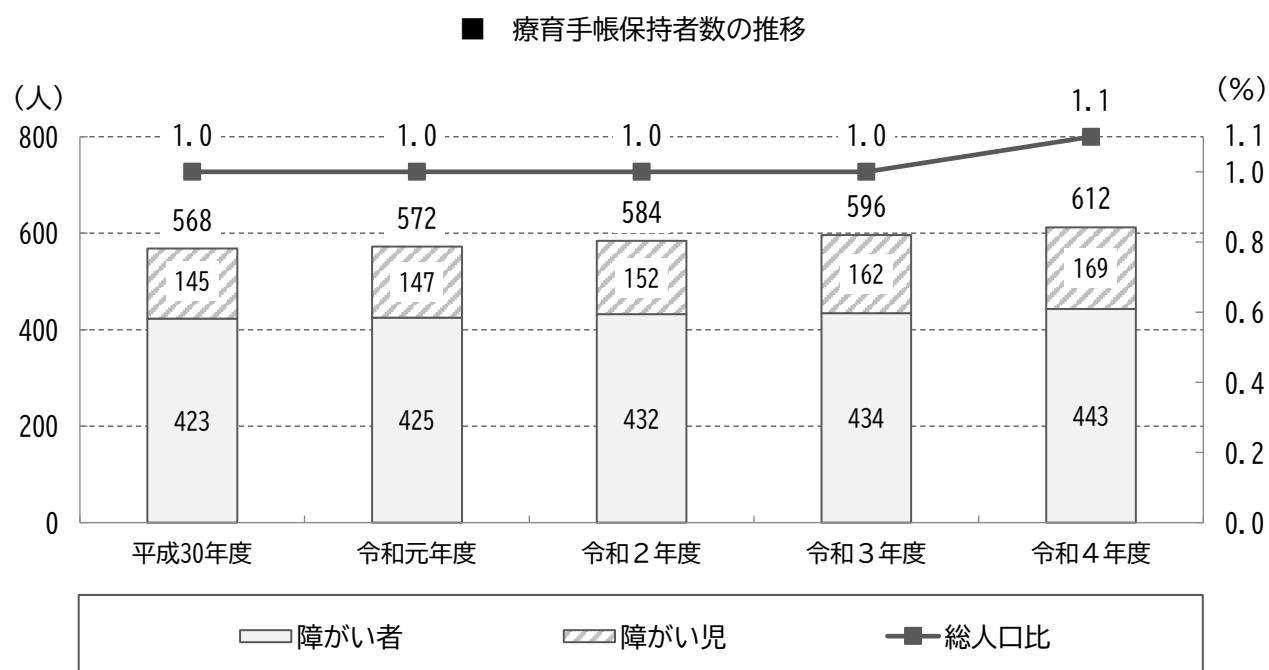
抱える障がいは、肢体不自由 (46.1%) が最も高く、次いで内部 (38.6%) となっています。



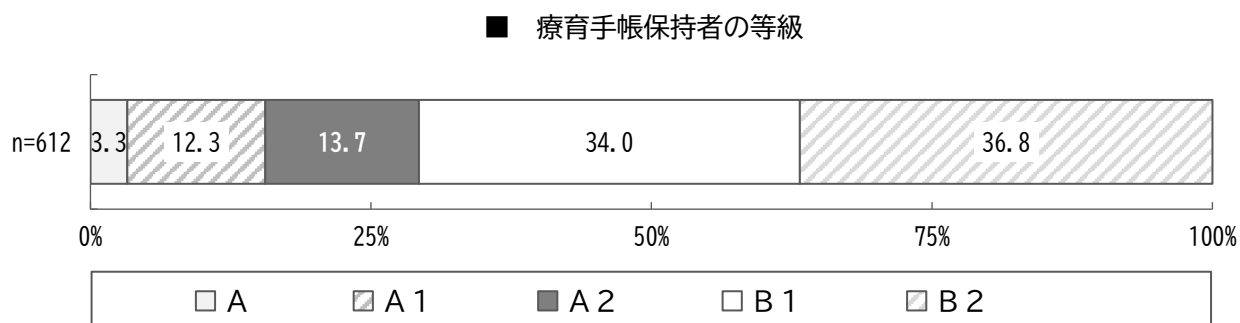
### (3) 知的障がい者について

療育手帳保持者数は増加傾向にあり、平成 30 年度は 568 人でしたが、令和 4 年度は 612 人となっています。

手帳保持者数の等級割合は B 2（36.8%）が最も高く、次いで B 1（34.0%）となっています。



資料：土岐市 福祉課 各年度 3 月末時点



資料：土岐市 福祉課 令和 5 年 3 月末時点

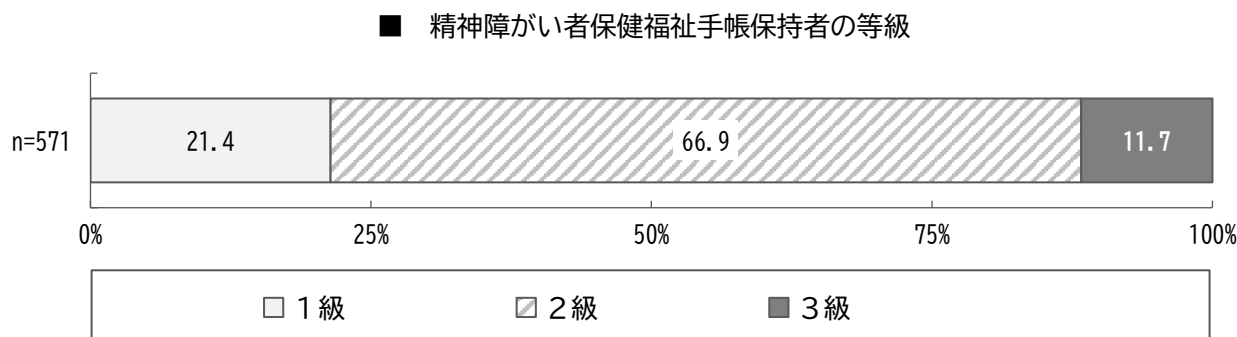
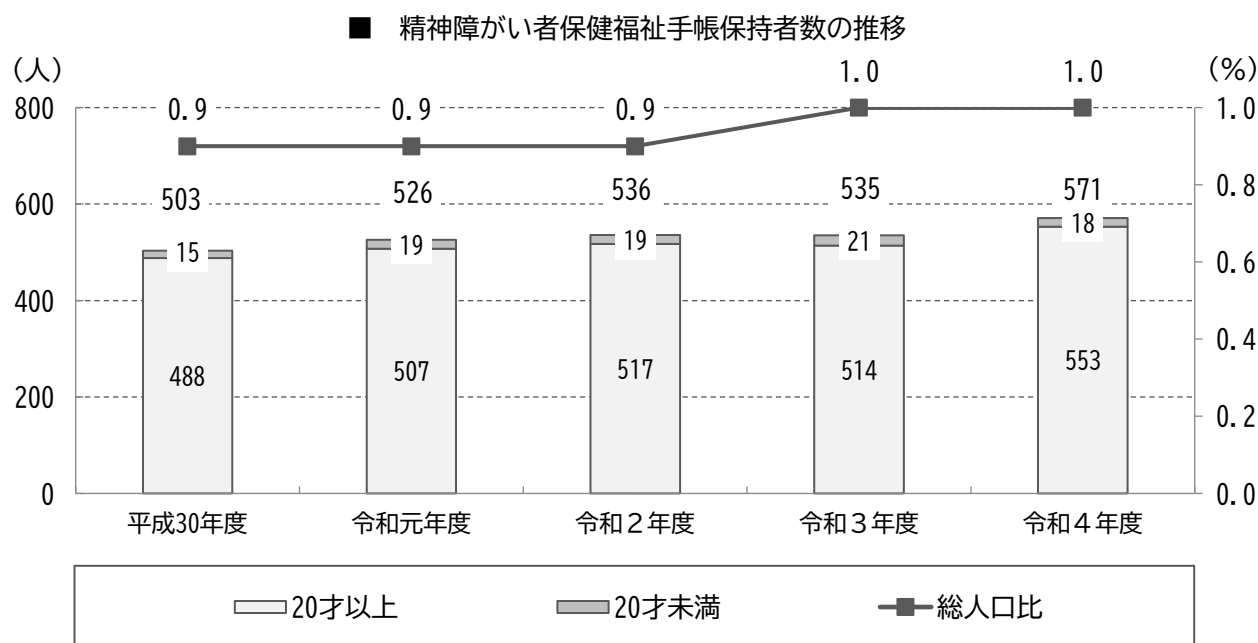
#### 【岐阜県療育手帳の等級について】

A 1：最重度 A 2：重度 B 1：中度 B 2：軽度

#### (4) 精神障がい者について

精神障がい者保健福祉手帳保持者数は増加傾向にあり、平成 30 年度は 503 人でしたが、令和 4 年度は 571 人となっています。

手帳保持者数の等級割合は 2 級（66.9%）が最も高くなっています。



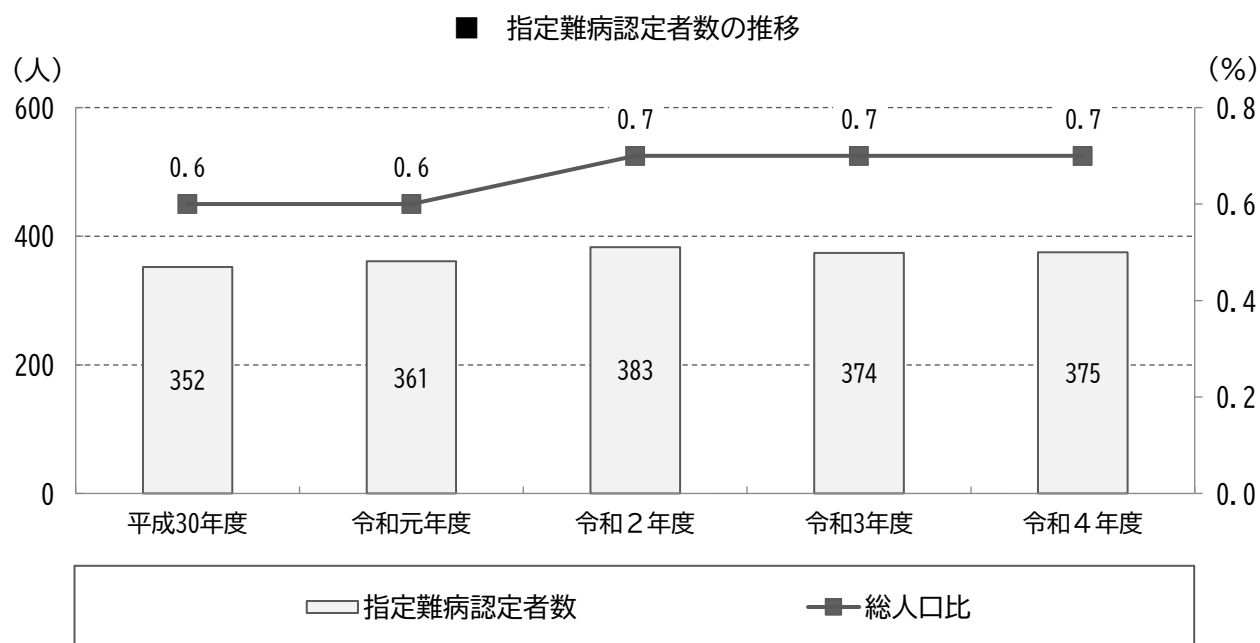
##### 【精神障がい者保健福祉手帳障がい等級について】

- 1 級：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2 級：精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3 級：精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## (5) 難病患者について

指定難病認定者数は令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度は375人となっています。

総人口比は令和4年度時点で0.7%となっています。



資料：東濃保健所 各年度3月末時点

### 【障害者総合支援法の対象疾病(難病等)について】

障害者総合支援法の対象疾病(難病等)は厚生労働省より公表されており、令和6年4月より

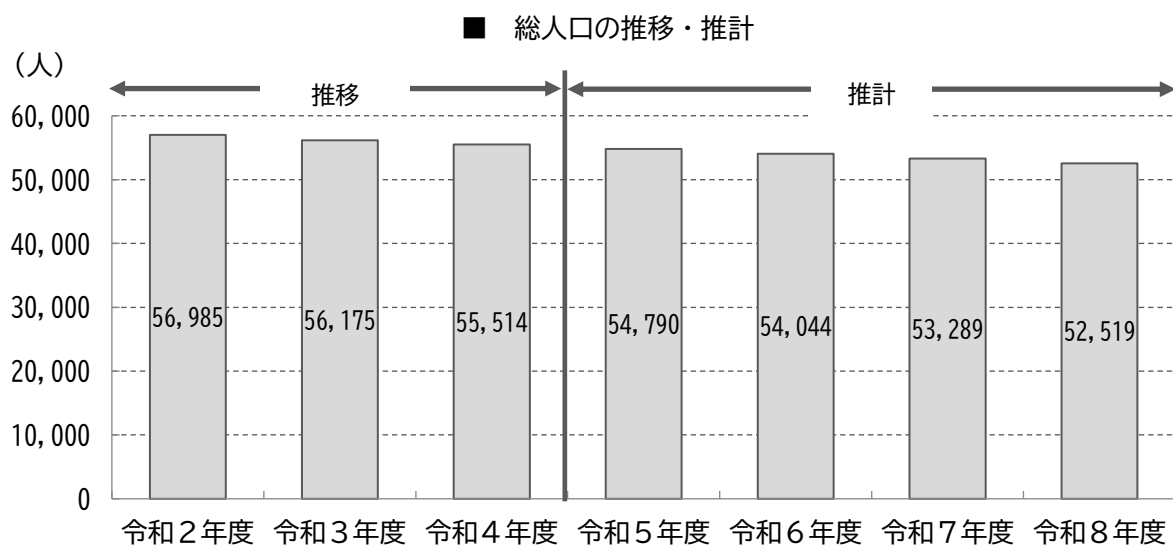
- ①MECP2重複症候群
- ②線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
- ③TRPV4異常症

上記が新たに障害者総合支援法の対象疾病(難病等)として追加され、計369種となる予定です。

## 2 人口の将来推計

### (1) 総人口の推計

総人口は減少傾向が続き、令和8年度には52,519人になると見込まれます。

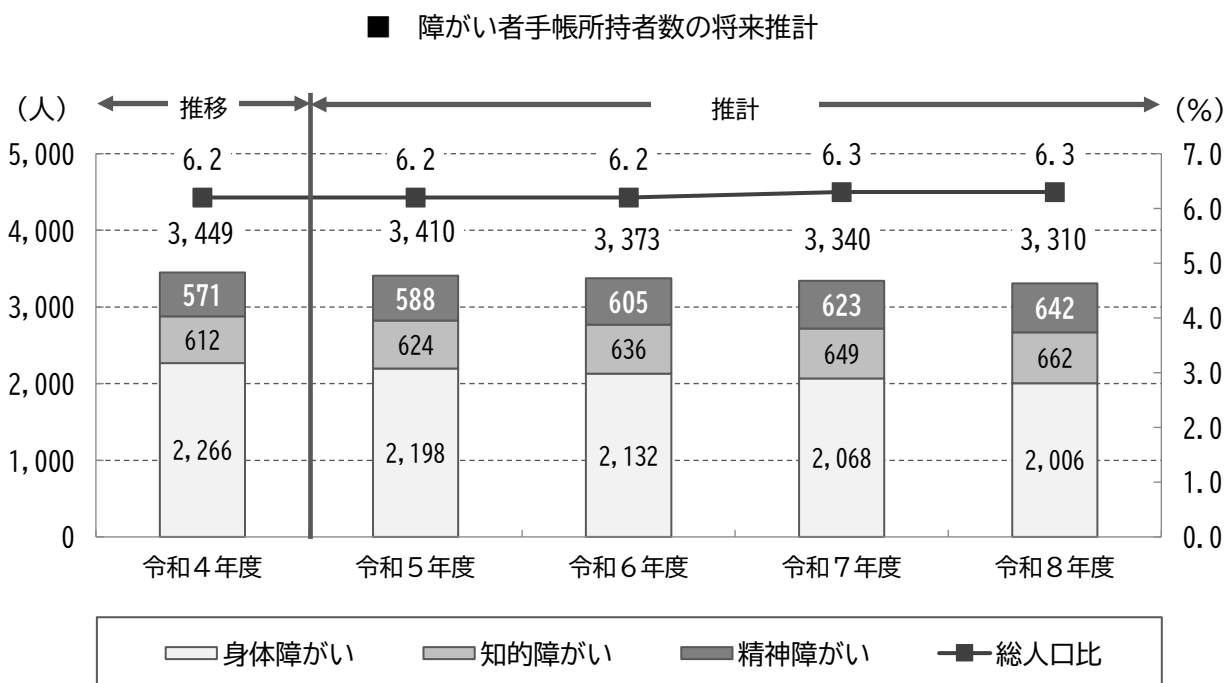


資料：土岐市 住民基本台帳 各年度3月31日現在  
推計値…コホート変化率法により算出

### (2) 障がい者手帳所持者数の将来推計

障がい者手帳所持者数はおおむね減少傾向が続き、令和8年度には3,310人になると見込まれます。

また、身体障がいが増加し、知的障がいと精神障がいは減少することが想定されます。



資料：総人口の推計及び各種手帳所持者実績を基に独自推計 各年度3月末時点

### 3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価

#### (1) 成果目標の評価

「第6期土岐市障がい福祉計画」「第2期土岐市障がい児福祉計画」を策定する際、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定しています。

これは、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として障がい福祉計画等において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として掲げたものです。

成果目標の評価は以下のとおりです。

#### ■ ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目         | 目標値 (A)                           | 実績 (B)                             | 達成率 (B/A) |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 施設入所者の削減見込 | 現状維持<br>(令和元年度末<br>時点入所者数<br>94人) | 10人<br>(令和5年7月<br>末時点入所者<br>数 84人) | —         |
| 地域生活移行者数   | 4人                                | 1人<br>(令和5年7月末<br>現在)              | 25.0%     |

#### ■ ② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 項目                        | 目 標         | 実 績<br>令和5年7月末時点 |
|---------------------------|-------------|------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備              | 東濃圏域で<br>設置 | 令和4年4月に設置        |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び<br>検討 | 年1回以上       | 年1回              |

#### ■ ③ 福祉施設から一般就労への移行等

| 項目                                                 | 目標値 (A) | 実績 (B)<br>令和5年7月末時点 | 達成率 (B/A) |
|----------------------------------------------------|---------|---------------------|-----------|
| 令和5年度年間一般就労移行者数                                    | 11人     | 2人                  | 18.2%     |
| 令和5年度就労移行支援                                        | 3人      | 1人                  | 33.3%     |
| 令和5年度就労継続支援A型                                      | 6人      | 1人                  | 16.7%     |
| 令和5年度就労継続支援B型                                      | 2人      | 0人                  | 0.0%      |
| 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者 | 8人      | 0人                  | 0.0%      |
| 就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所     | 7割以上    | —                   | —         |

■ ④ 障がい児支援の提供体制の整備等

| 項目                                | 目 標  | 実 績<br>令和5年7月末時点                                    |
|-----------------------------------|------|-----------------------------------------------------|
| 児童発達支援センター<br>の設置                 | 設置   | 協議をしているが、現段階では<br>児童発達支援センターの基準を<br>満たすことができる事業所がない |
| 保育所等訪問支援を利用<br>できる体制の構築           | 構築済み | 民間事業所においてサービスを<br>提供している                            |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援<br>事業所の確保     | 確保   | 民間事業所においてサービスを<br>提供している                            |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイ<br>サービス事業所の確保 | 確保済み | 民間事業所においてサービスを<br>提供している                            |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の<br>場の設置      | 設置済み | 医療的ケア児支援のための協議<br>の場を設置している                         |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの<br>配置        | 配置   | 令和5年2月より配置している                                      |

■ ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

| 項目                                                  | 目 標  | 実 績<br>令和5年7月末時点        |
|-----------------------------------------------------|------|-------------------------|
| 基幹相談支援センター・委託相談支援事業等<br>の総合的、専門的な相談支援を実施する体制<br>の整備 | 設置済み | 東濃圏域で設置済みであり、継続<br>していく |

| 項目                                                                  | 目標値 (A) | 実 績 (B)<br>令和4年度 | 達成率 (B/A) |
|---------------------------------------------------------------------|---------|------------------|-----------|
| 基幹相談支援センター・委託相談支援事業等<br>による地域の相談事業者に対する訪問等によ<br>る専門的な指導・助言や連携会議等の開催 | 年30回    | 年57回             | 190.0%    |

■ ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

| 項目                                                                    | 目標値 (A) | 実 績 (B)<br>令和4年度 | 達成率 (B/A) |
|-----------------------------------------------------------------------|---------|------------------|-----------|
| 県が実施する障がい福祉サービス等に係る<br>研修やその他の研修への参加                                  | 3人      | 1人               | 33.3%     |
| 障がい自立支援審査支払システム等による審<br>査結果を分析してその結果を活用し、事業所や<br>関係自治体等と共有する体制の会議等の実施 | 1回      | 0回               | 0.0%      |

## (2)サービス見込み量の評価

「第6期土岐市障がい福祉計画」「第2期土岐市障がい児福祉計画含む」を策定する際に、サービス見込み量を推計しています。

サービス見込み量の評価は以下のとおりです。

### ①障がい福祉サービス

|                     | 単位 | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       |             | 令和5年7月末時点 |       |             |
|---------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------------|-----------|-------|-------------|
|                     |    | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画対比<br>(%) | 計画値       | 実績値   | 計画対比<br>(%) |
| 訪問系サービス（1月あたり）      |    |       |       |       |       |             |           |       |             |
| 居宅介護                | 人  | 66    | 58    | 70    | 60    | 85.7        | 73        | 58    | 79.5        |
|                     | 時間 | 899   | 920   | 945   | 953   | 100.8       | 992       | 920   | 92.7        |
| 重度訪問<br>介護          | 人  | 2     | 1     | 2     | 2     | 100.0       | 2         | 3     | 150.0       |
|                     | 時間 | 230   | 340   | 230   | 849   | 369.1       | 230       | 789   | 343.0       |
| 行動援護                | 人  | 4     | 2     | 4     | 3     | 75.0        | 4         | 3     | 75.0        |
|                     | 時間 | 63    | 9     | 63    | 28    | 44.4        | 63        | 28    | 44.4        |
| 同行援護                | 人  | 10    | 9     | 12    | 9     | 75.0        | 14        | 8     | 57.1        |
|                     | 時間 | 76    | 83    | 91    | 83    | 91.2        | 107       | 64    | 59.8        |
| 重度障がい<br>者等包括<br>支援 | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |
|                     | 時間 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |
| 日中活動系サービス（1月あたり）    |    |       |       |       |       |             |           |       |             |
| 生活介護                | 人  | 161   | 150   | 163   | 153   | 93.9        | 167       | 151   | 90.4        |
|                     | 人日 | 3,286 | 3,235 | 3,341 | 3,297 | 98.7        | 3,417     | 3,166 | 92.7        |
| 自立訓練<br>（機能訓練）      | 人  | 0     | 1     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |
|                     | 人日 | 0     | 1     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |
| 自立訓練<br>（生活訓練）      | 人  | 8     | 10    | 9     | 11    | 122.2       | 11        | 12    | 109.1       |
|                     | 人日 | 122   | 140   | 138   | 144   | 104.3       | 168       | 154   | 91.7        |
| 就労移行<br>支援          | 人  | 12    | 7     | 15    | 6     | 40.0        | 17        | 8     | 47.1        |
|                     | 人日 | 192   | 100   | 228   | 111   | 48.7        | 265       | 122   | 46.0        |
| 就労継続<br>支援（A型）      | 人  | 68    | 68    | 72    | 67    | 93.1        | 76        | 72    | 94.7        |
|                     | 人日 | 1,353 | 1,363 | 1,437 | 1,409 | 98.1        | 1,502     | 1,402 | 93.3        |
| 就労継続<br>支援（B型）      | 人  | 115   | 118   | 122   | 126   | 103.3       | 130       | 122   | 93.8        |
|                     | 人日 | 1,725 | 2,020 | 1,830 | 2,214 | 121.0       | 1,950     | 2,018 | 103.5       |
| 就労定着<br>支援          | 人  | 11    | 3     | 14    | 3     | 21.4        | 18        | 3     | 16.7        |
| 療養介護                | 人  | 7     | 7     | 7     | 7     | 100.0       | 7         | 7     | 100.0       |
| 短期入所<br>（福祉型）       | 人  | 17    | 6     | 25    | 17    | 68.0        | 35        | 17    | 48.6        |
|                     | 人日 | 78    | 34    | 114   | 63    | 55.3        | 161       | 57    | 35.4        |
| 短期入所<br>（医療型）       | 人  | 1     | 0     | 1     | 1     | 100.0       | 1         | 1     | 100.0       |
|                     | 人日 | 6     | 0     | 6     | 1     | 16.7        | 6         | 4     | 66.7        |

|                                                                  | 単位 | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     |             | 令和5年7月末時点 |     |             |
|------------------------------------------------------------------|----|-------|-----|-------|-----|-------------|-----------|-----|-------------|
|                                                                  |    | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画対比<br>(%) | 計画値       | 実績値 | 計画対比<br>(%) |
| 居住系サービス（1月あたり）                                                   |    |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 自立生活<br>援助                                                       | 人  | 2     | 1   | 2     | 0   | 0.0         | 2         | 0   | 0.0         |
| 共同生活<br>援助                                                       | 人  | 50    | 50  | 59    | 57  | 96.6        | 68        | 58  | 85.3        |
| 施設入所<br>支援                                                       | 人  | 94    | 86  | 94    | 85  | 90.4        | 94        | 84  | 89.4        |
| 地域生活<br>支援拠点等※                                                   | 箇所 | 1     | 0   | 1     | 0   | 0.0         | 1         | 1   | 100.0       |
|                                                                  | 回数 | 1     | 0   | 1     | 0   | 0.0         | 1         | 1   | 100.0       |
| 相談支援（1月あたり）                                                      |    |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 計画相談<br>支援                                                       | 人  | 150   | 179 | 150   | 139 | 92.7        | 150       | 96  | 64.0        |
| 地域移行<br>支援                                                       | 人  | 1     | 0   | 1     | 0   | 0.0         | 1         | 0   | 0.0         |
| 地域定着<br>支援                                                       | 人  | 1     | 0   | 1     | 0   | 0.0         | 1         | 0   | 0.0         |
| 発達障がい者等に対する支援（年間あたり）                                             |    |       |     |       |     |             |           |     |             |
| ピアサポ<br>ートの活動へ<br>の参加人数                                          | 人  | 45    | 45  | 45    | 46  | 102.2       | 45        | 43  | 95.6        |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（年間あたり）                                  |    |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 保健、医療<br>及び福祉<br>関係者によ<br>る協議の場<br>の開催回数                         | 回  | 2     | 1   | 2     | 3   | 150.0       | 2         | 3   | 150.0       |
| 保健、医療<br>及び福祉<br>関係者によ<br>る協議の場<br>への関係者<br>の参加者数                | 人  | 5     | 8   | 5     | 8   | 160.0       | 5         | 8   | 160.0       |
| 保健、医療<br>及び福祉<br>関係者によ<br>る協議の場<br>における目<br>標設定及び<br>評価の実施<br>回数 | 回  | 2     | 1   | 2     | 1   | 50.0        | 2         | 1   | 50.0        |

※居住系サービスについては年間あたりの数値

|                                 | 単位 | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     |             | 令和5年7月末時点 |     |             |
|---------------------------------|----|-------|-----|-------|-----|-------------|-----------|-----|-------------|
|                                 |    | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画対比<br>(%) | 計画値       | 実績値 | 計画対比<br>(%) |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（1月あたり） |    |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 精神障がい者の地域移行支援                   | 人  | 1     | 0   | 1     | 0   | 0.0         | 1         | 0   | 0.0         |
| 精神障がい者の地域定着支援                   | 人  | 1     | 0   | 1     | 0   | 0.0         | 1         | 0   | 0.0         |
| 精神障がい者の共同生活援助                   | 人  | 13    | 21  | 13    | 21  | 160.0       | 13        | 21  | 160.0       |
| 精神障がい者の自立生活援助                   | 人  | 2     | 0   | 2     | 0   | 0.0         | 2         | 0   | 0.0         |

## ②地域生活支援事業サービス

|                    | 単位   | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       |             | 令和5年7月末時点 |     |             |
|--------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------------|-----------|-----|-------------|
|                    |      | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画対比<br>(%) | 計画値       | 実績値 | 計画対比<br>(%) |
| 相談支援事業（年間あたり）      |      |       |       |       |       |             |           |     |             |
| 障がい者相談支援事業         | 箇所   | 6     | 6     | 6     | 6     | 100.0       | 6         | 6   | 100.0       |
| 障がい者虐待防止センター       | 設置状況 | 設置    | 設置    | 設置    | 設置    | —           | 設置        | 設置  | —           |
| 総合支援協議会            | 設置状況 | 設置    | 設置    | 設置    | 設置    | —           | 設置        | 設置  | —           |
| 基幹相談支援センター         | 設置状況 | 設置    | 設置    | 設置    | 設置    | —           | 設置        | 設置  | —           |
| 意思疎通支援事業（年間あたり）    |      |       |       |       |       |             |           |     |             |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業    | 人    | 5     | 8     | 5     | 8     | 160.0       | 5         | 8   | 160.0       |
| 手話通訳者設置事業          | 箇所   | 1     | 1     | 1     | 1     | 100.0       | 1         | 1   | 100.0       |
| 日常生活用具給付等事業（年間あたり） |      |       |       |       |       |             |           |     |             |
| 介護訓練支援用具           | 件    | 2     | 4     | 2     | 4     | 200.0       | 2         | 1   | 50.0        |
| 自立生活支援用具           | 件    | 5     | 7     | 5     | 7     | 140.0       | 5         | 2   | 40.0        |
| 在宅療養等支援用具          | 件    | 6     | 16    | 6     | 14    | 233.3       | 6         | 4   | 66.7        |
| 情報・意思疎通支援用具        | 件    | 8     | 18    | 8     | 6     | 75.0        | 8         | 3   | 37.5        |
| 排せつ管理支援用具          | 件    | 1,750 | 1,751 | 1,750 | 1,723 | 98.5        | 1,750     | 615 | 35.1        |
| 住宅改修費              | 件    | 2     | 0     | 2     | 0     | 0.0         | 2         | 1   | 50.0        |

|                     | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     |             | 令和5年7月末時点 |     |             |
|---------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------------|-----------|-----|-------------|
|                     |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画対比<br>(%) | 計画値       | 実績値 | 計画対比<br>(%) |
| 手話奉仕員養成研修事業（年間あたり）  |     |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 養成講習修了見込者数          | 人   | 0     | 0   | 6     | 4   | 66.7        | 0         | 0   | 0.0         |
| 移動支援事業（1月あたり）       |     |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 移動支援事業              | 人   | 10    | 10  | 10    | 9   | 90.0        | 10        | 0   | 0.0         |
|                     | 延時間 | 35    | 28  | 35    | 25  | 71.4        | 35        | 0   | 0.0         |
| 地域活動支援センター事業（1月あたり） |     |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 地域活動支援センター事業        | 箇所  | 2     | 2   | 2     | 2   | 100.0       | 2         | 2   | 100.0       |
|                     | 人   | 100   | 60  | 100   | 61  | 61.0        | 100       | 53  | 53.0        |
| 日中一時支援事業（1月あたり）     |     |       |     |       |     |             |           |     |             |
| 日中一時支援事業            | 人   | 44    | 50  | 44    | 60  | 136.4       | 44        | 59  | 134.1       |
|                     | 延時間 | 400   | 498 | 400   | 585 | 146.3       | 400       | 558 | 139.5       |
| 訪問入浴サービス事業          | 人   | 4     | 5   | 4     | 3   | 75.0        | 4         | 3   | 75.0        |
|                     | 人日  | 16    | 21  | 16    | 15  | 93.8        | 16        | 25  | 156.3       |

### ③障がい児福祉サービス

|                                          | 単位 | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       |             | 令和5年7月末時点 |       |             |  |
|------------------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------------|-----------|-------|-------------|--|
|                                          |    | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画対比<br>(%) | 計画値       | 実績値   | 計画対比<br>(%) |  |
| 障がい児通所支援（1月あたり）                          |    |       |       |       |       |             |           |       |             |  |
| 児童発達支援                                   | 人  | 90    | 118   | 90    | 125   | 138.9       | 91        | 95    | 104.4       |  |
|                                          | 人日 | 457   | 512   | 458   | 510   | 111.4       | 459       | 446   | 97.2        |  |
| 医療型児童発達支援                                | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |  |
|                                          | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |  |
| 放課後等デイサービス                               | 人  | 103   | 118   | 105   | 155   | 147.6       | 107       | 171   | 159.8       |  |
|                                          | 人日 | 1,339 | 1,362 | 1,365 | 1,834 | 134.4       | 1,391     | 1,827 | 131.3       |  |
| 保育所等訪問支援                                 | 人  | 1     | 0     | 1     | 0     | 0.0         | 1         | 0     | 0.0         |  |
|                                          | 人日 | 2     | 0     | 2     | 0     | 0.0         | 2         | 0     | 0.0         |  |
| 居宅訪問型児童発達支援                              | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |  |
|                                          | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |  |
| 障がい児相談支援（1月あたり）                          |    |       |       |       |       |             |           |       |             |  |
| 障がい児相談支援                                 | 人  | 27    | 41    | 28    | 43    | 153.6       | 31        | 51    | 164.5       |  |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（年間あたり） |    |       |       |       |       |             |           |       |             |  |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置        | 人  | 1     | 0     | 1     | 1     | 100.0       | 1         | 1     | 100.0       |  |
| 子ども・子育て支援等の提供体制の整備（1月あたり）                |    |       |       |       |       |             |           |       |             |  |
| 保育所                                      | 人  | 23    | 70    | 23    | 100   | 434.8       | 23        | 41    | 178.3       |  |
| 認定こども園                                   | 人  | 63    | 23    | 63    | 22    | 34.9        | 63        | 60    | 95.2        |  |
| 放課後児童健全育成事業                              | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0.0         | 0         | 0     | 0.0         |  |

## 4 アンケート調査の結果・考察

### (1) 調査対象者及び調査方法、調査回収状況

#### ①調査対象者及び調査方法、調査回収状況

市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

##### 1. 障がい者手帳をお持ちの方

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 調査対象者 | 土岐市に在住する障がい者手帳をお持ちの方1,800人を無作為抽出 |
| 調査手法  | 郵送配布・郵送回収・Web回答                  |
| 調査期間  | 令和5年7月25日～8月10日                  |
| 有効回答率 | 47.5%（有効回答数 856件 うちWeb回答:80件）    |

##### 2. 一般の方

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 調査対象者 | 土岐市に在住する方1,200人を無作為抽出         |
| 調査手法  | 郵送配布・郵送回収・Web回答               |
| 調査期間  | 令和5年7月25日～8月10日               |
| 有効回答率 | 40.8%（有効回答数 489件 うちWeb回答:68件） |

#### 調査票の見方

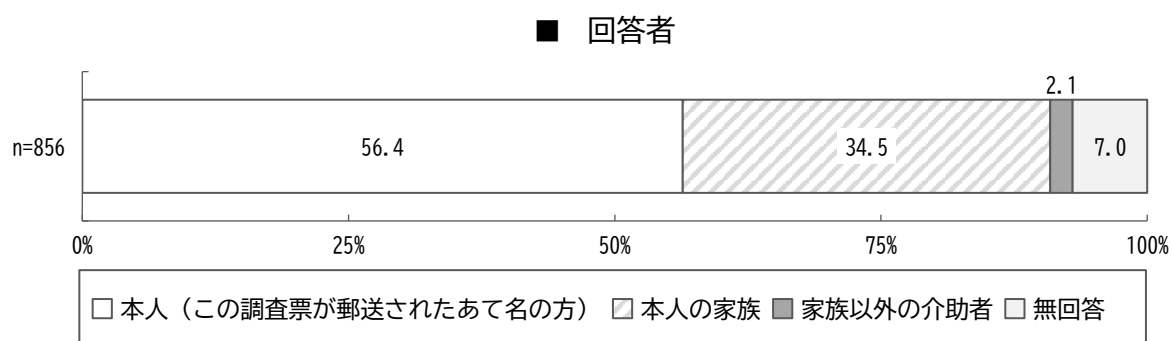
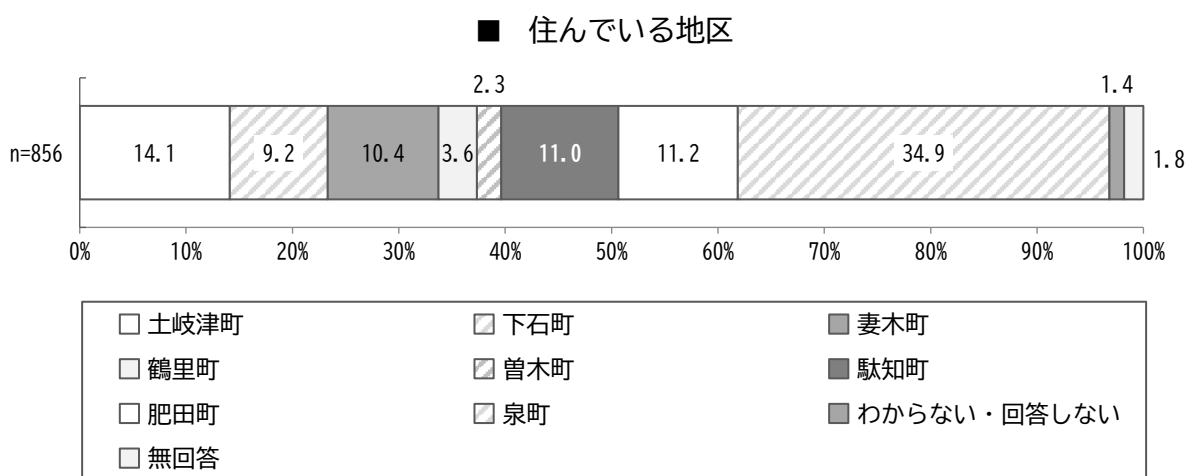
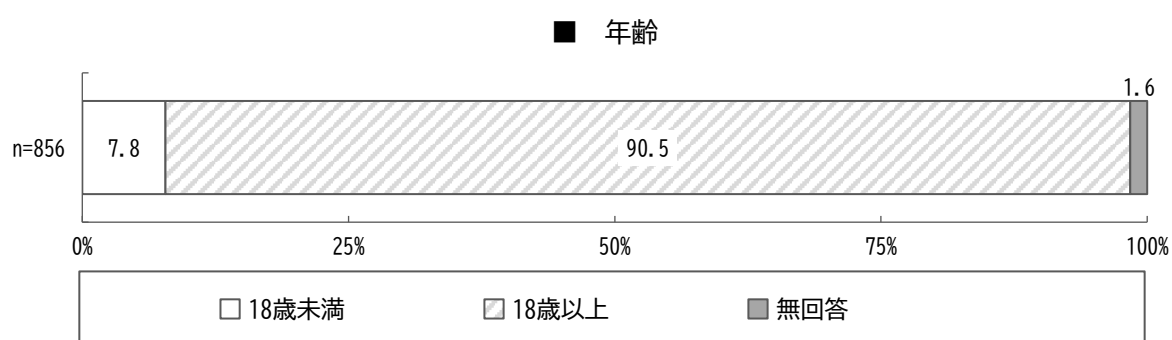
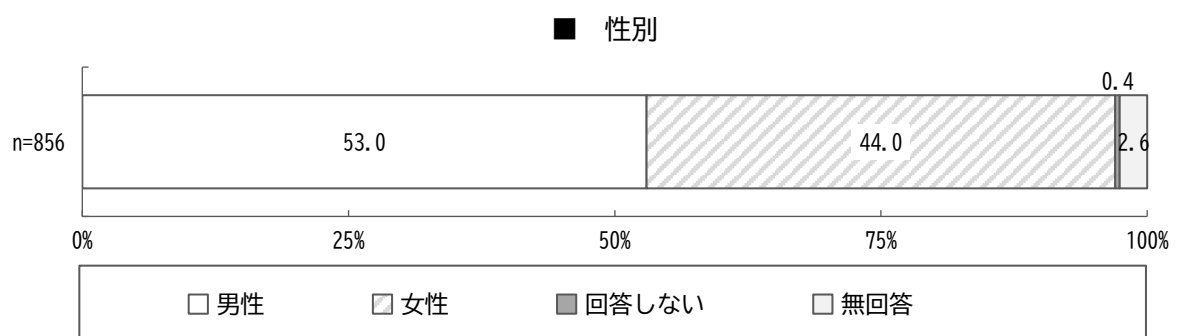
- ・グラフ・表中の「n」はアンケートの有効回収数を示しています。
- ・比率はすべて百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出していることから、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。



## (2) 調査結果概要

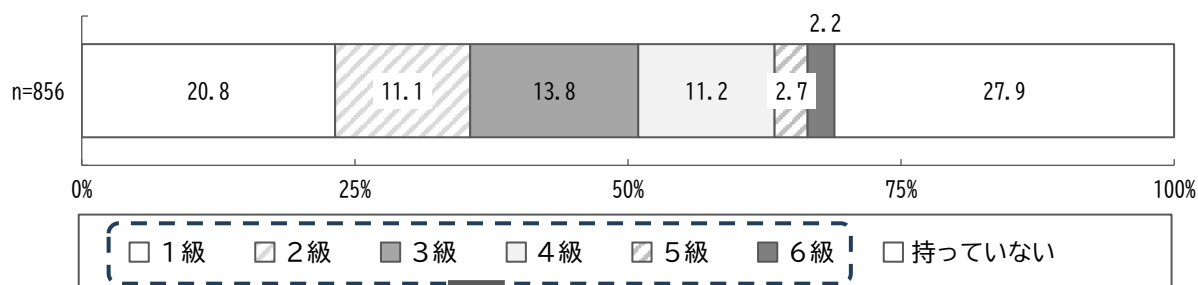
### ①障がい者手帳保持者 回答者の属性

回答者の属性は以下のとおりです。

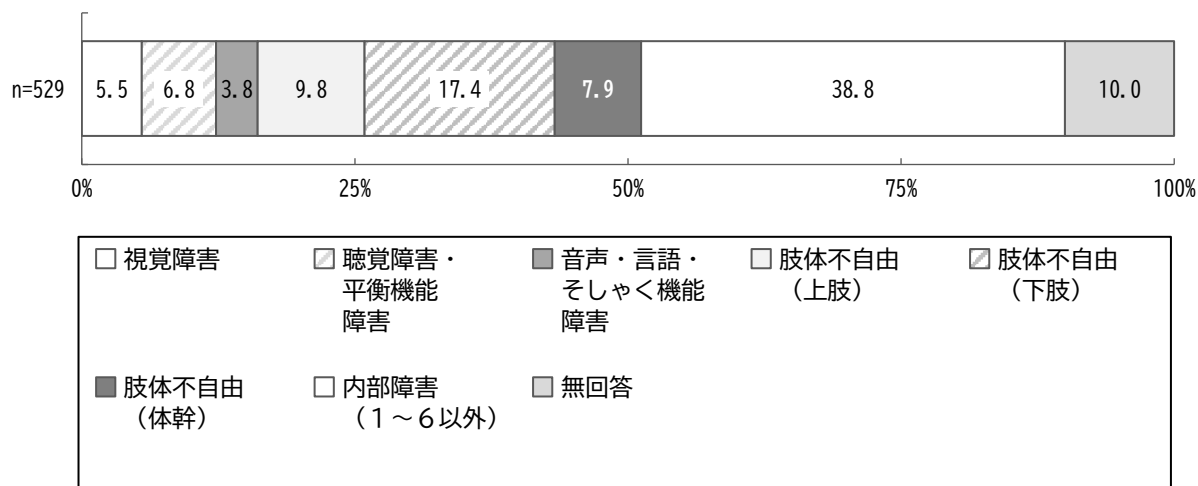




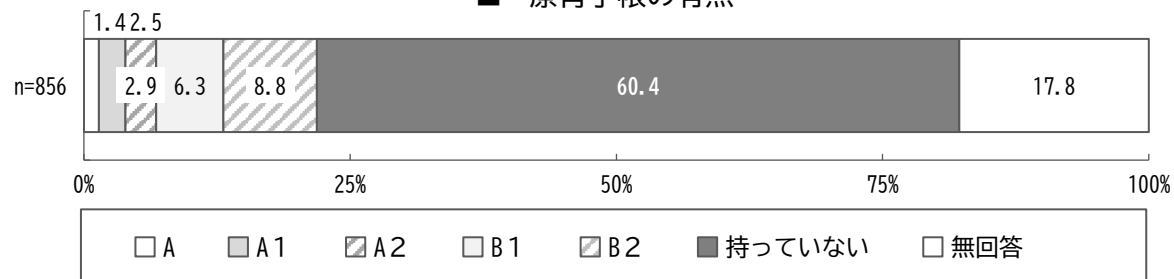
### ■ 身体障がい者手帳の有無



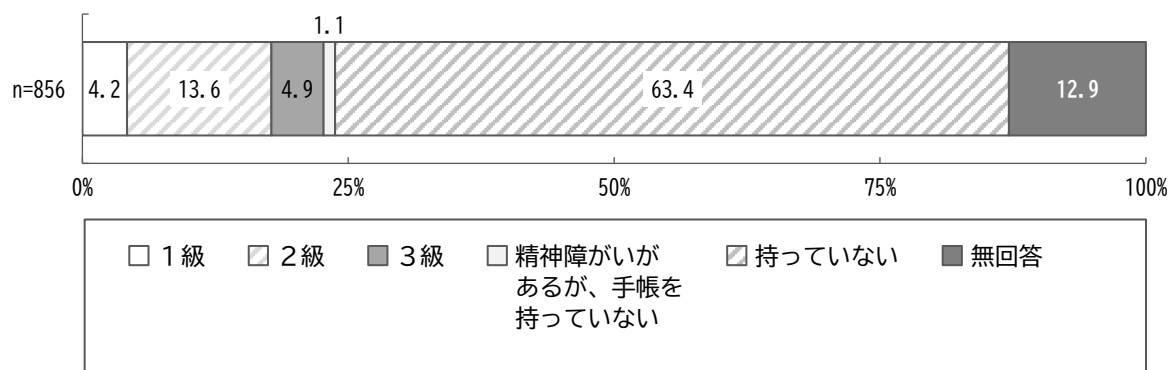
### ■ 主たる障がい



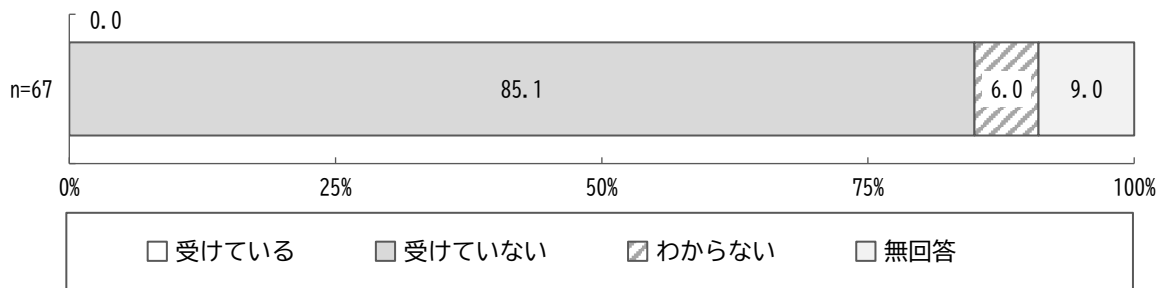
### ■ 療育手帳の有無



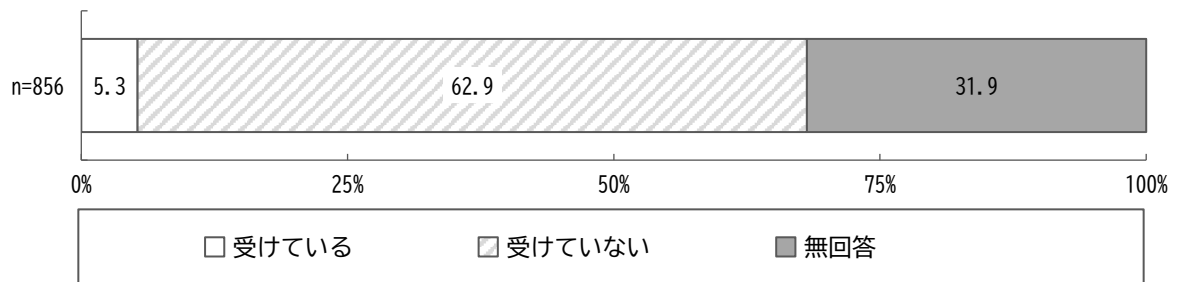
### ■ 精神障がい者保健福祉手帳の有無



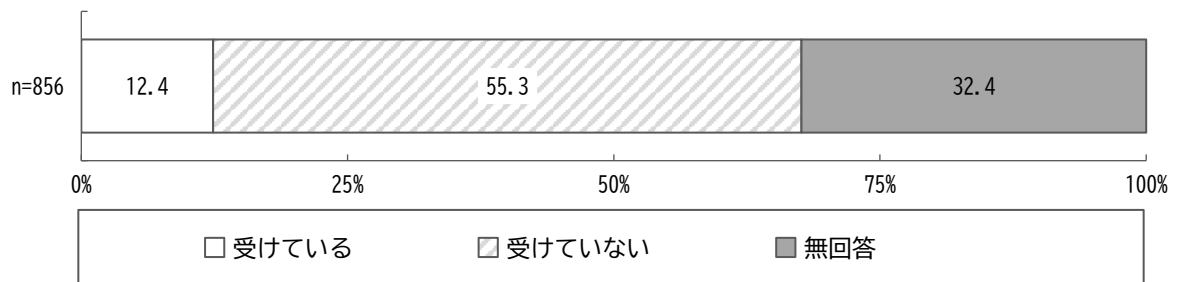
■ 重症心身障がいの認定の有無（18歳未満）



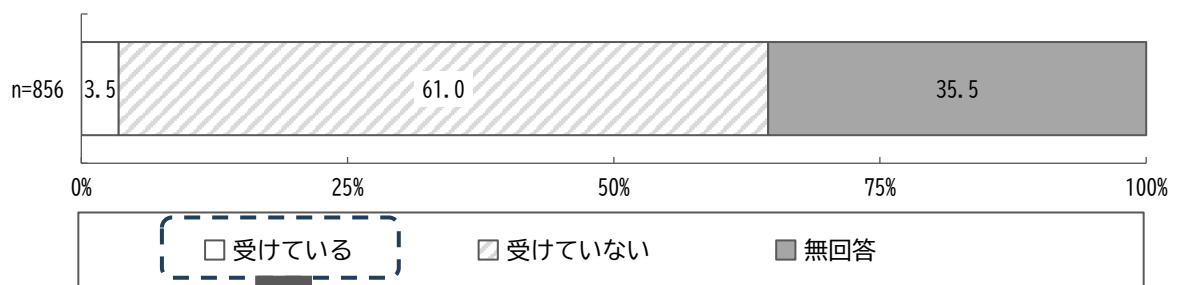
■ 難病認定の有無



■ 発達障がいの診断の有無

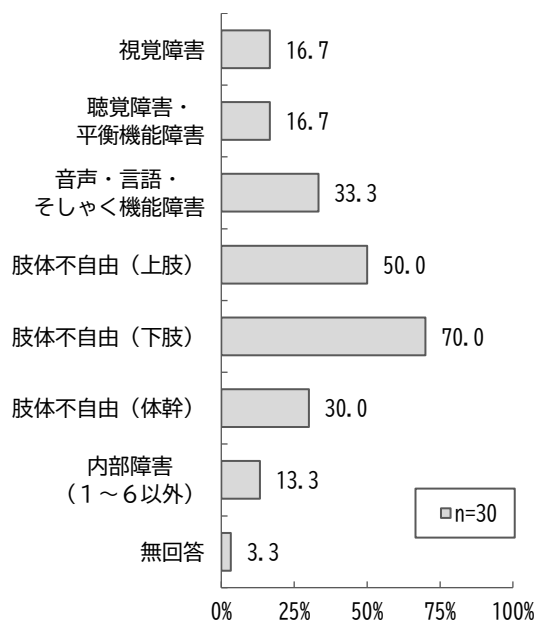


■ 高次機能障害の診断の有無

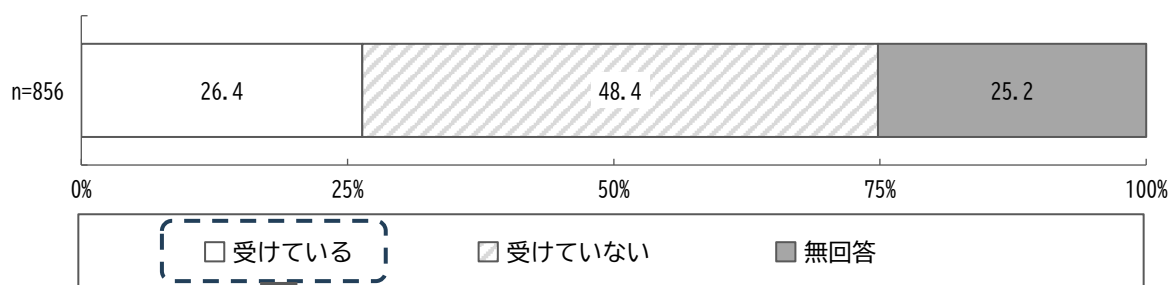


次のページへ

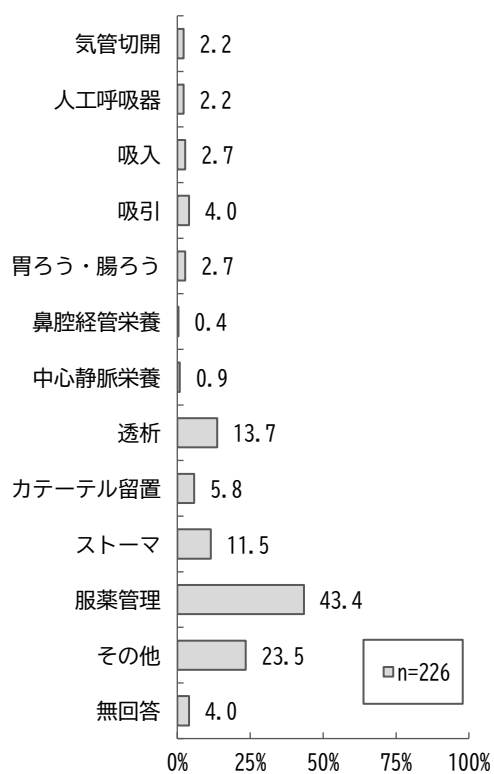
■ 高次機能障害の関連障がい ※高次機能障害の診断を「受けている」と回答



■ 医療的ケアの有無



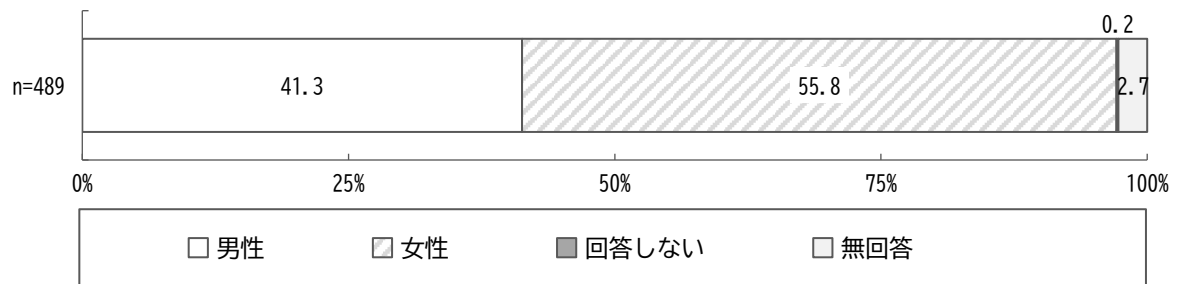
■ 現在受けている医療的ケア



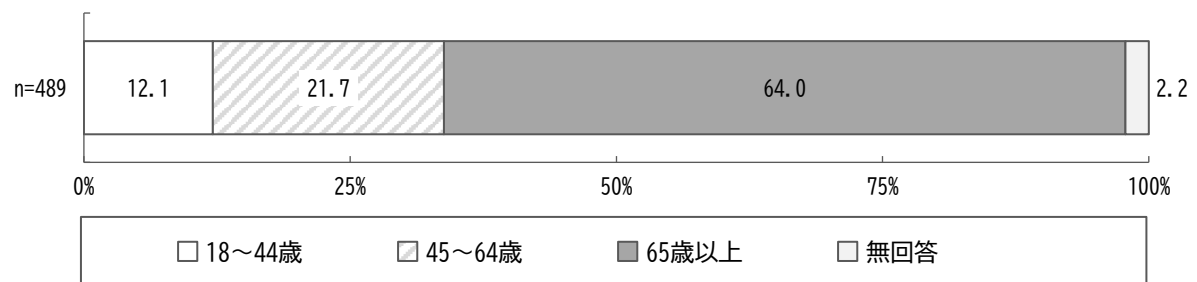
## ②一般 回答者の属性

回答者の属性は以下のとおりです。

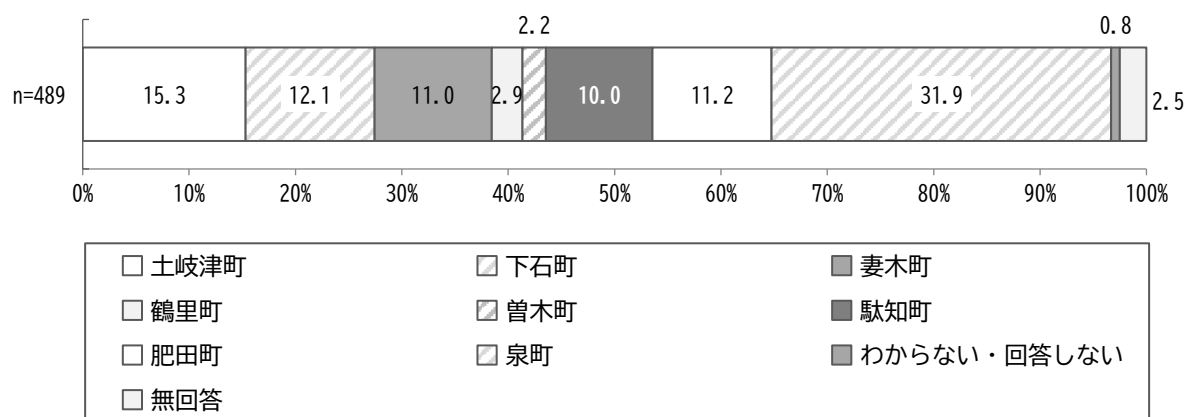
### ■ 性別



### ■ 年齢



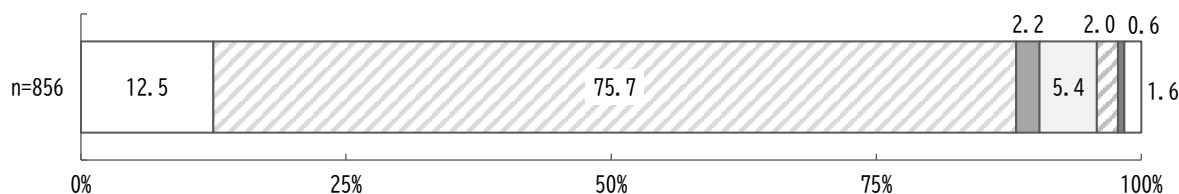
### ■ 住んでいる地区



### ③住まいや暮らしの状況

問 あなたは現在どのように暮らしていますか。【障がい者手帳保持者】

○「家族と暮らしている」(75.7%)が最も高く、次いで「一人で暮らしている」(12.5%)となっています。

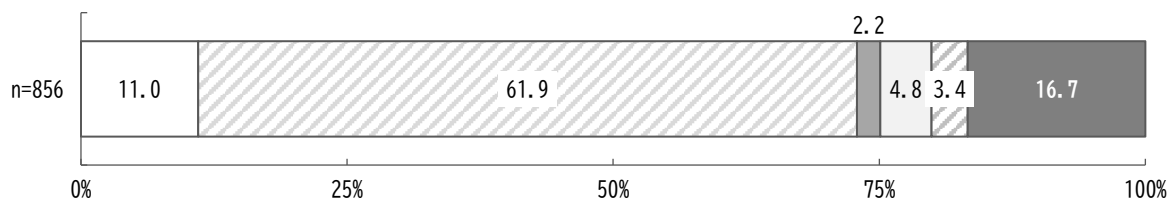


- ☐ 一人で暮らしている
- ☒ 家族と暮らしている
- ☐ グループホームで暮らしている
- ☐ 福祉施設（障害者支援施設、高齢者施設など）で暮らしている
- ☐ 病院に入院している
- ☐ その他
- ☐ 無回答

問 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

【障がい者手帳保持者】

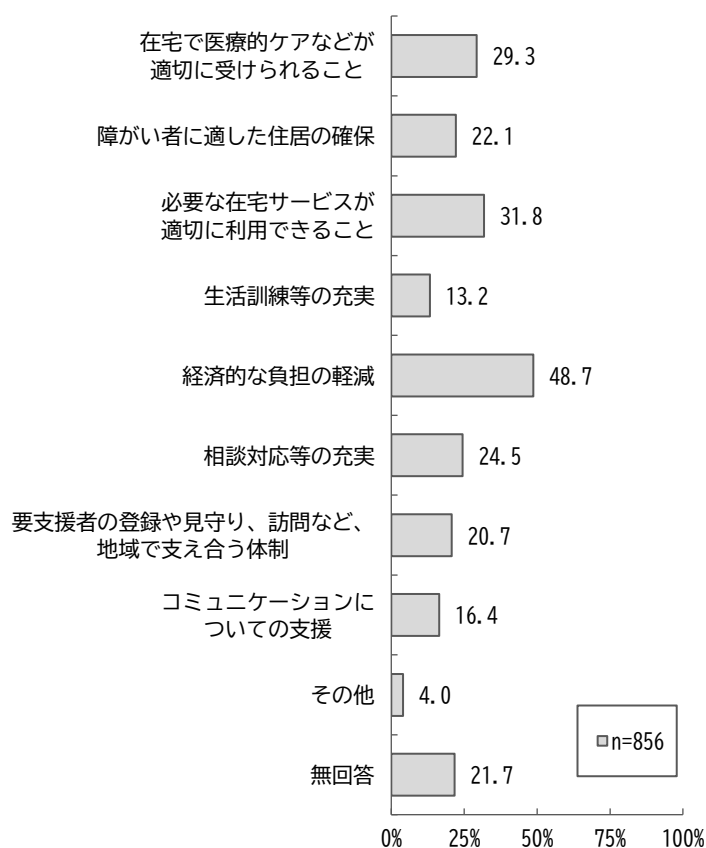
○「家族と一緒に生活したい」(61.9%)が最も高く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(11.0%)となっています。



- ☐ 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- ☒ 家族と一緒に生活したい
- ☐ グループホームなどを利用したい
- ☐ 福祉施設（障害者支援施設、高齢者施設など）で暮らしたい
- ☐ その他
- ☐ 無回答

問 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればいいと思いますか。  
【障がい者手帳保持者】

○「経済的な負担の軽減」(48.7%)が最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(31.8%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」(29.3%)となっています。



## ■考察

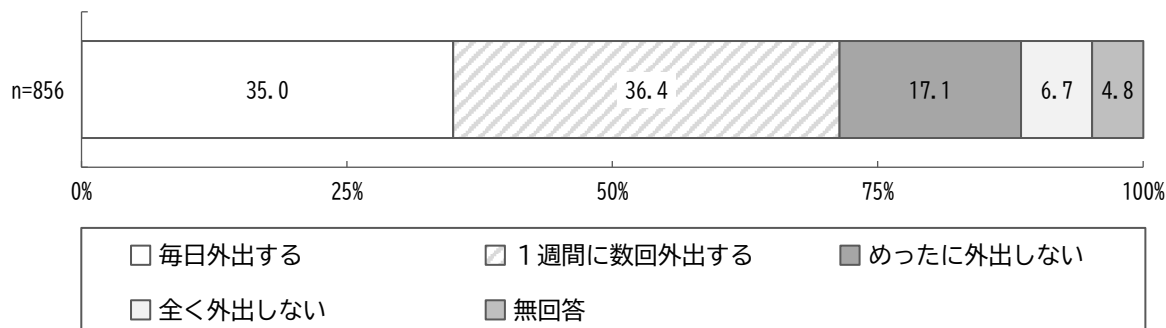
家族と一緒に、今のまま施設で暮らしたいといった、住み慣れた地域での生活を望む声が多くなっています。また、希望する暮らしを送るためには、経済的な負担の軽減やサービス体制が整っていることを望む声が多くなっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての住民にとっても安全で便利で快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを進めていく必要があります。

#### ④日中の活動状況や就労の意思

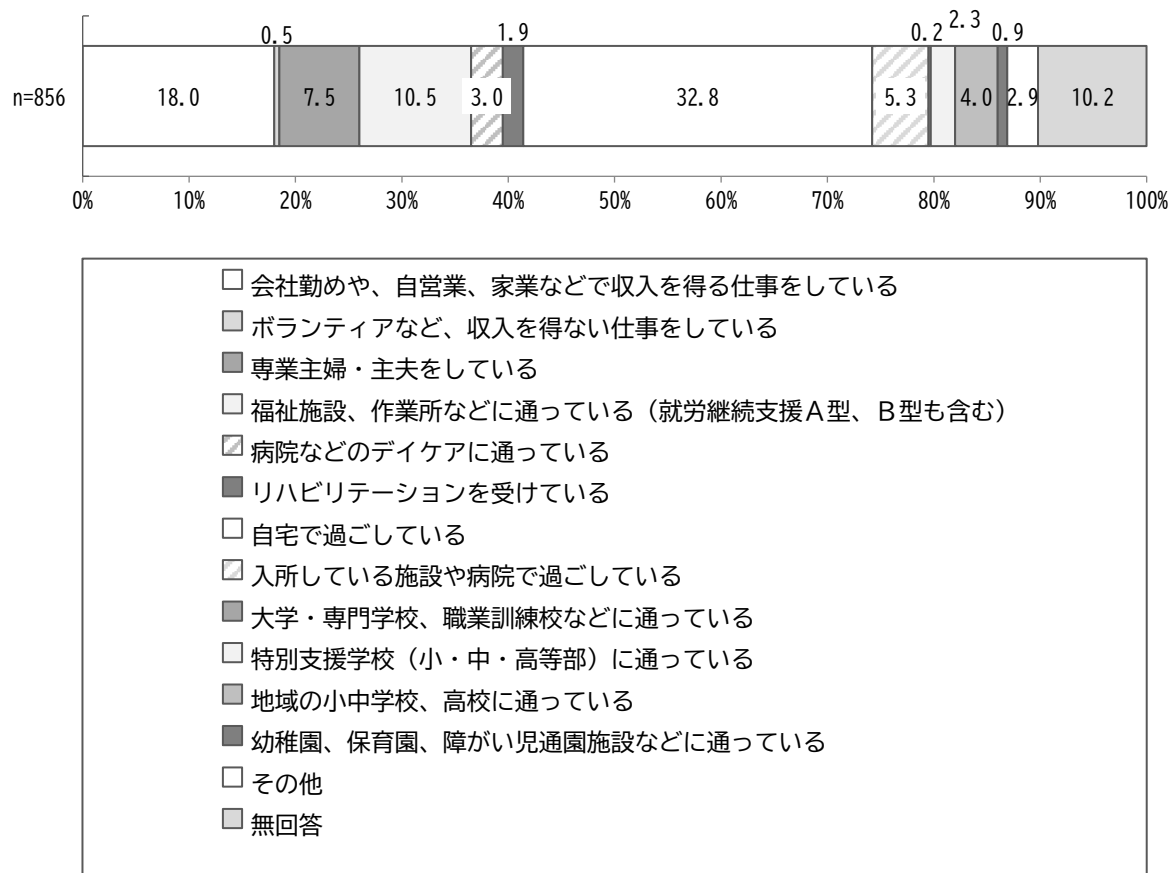
問 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。【障がい者手帳保持者】

○「1週間に数回外出する」(36.4%)が最も高く、次いで「毎日外出する」(35.0%)、となっています。



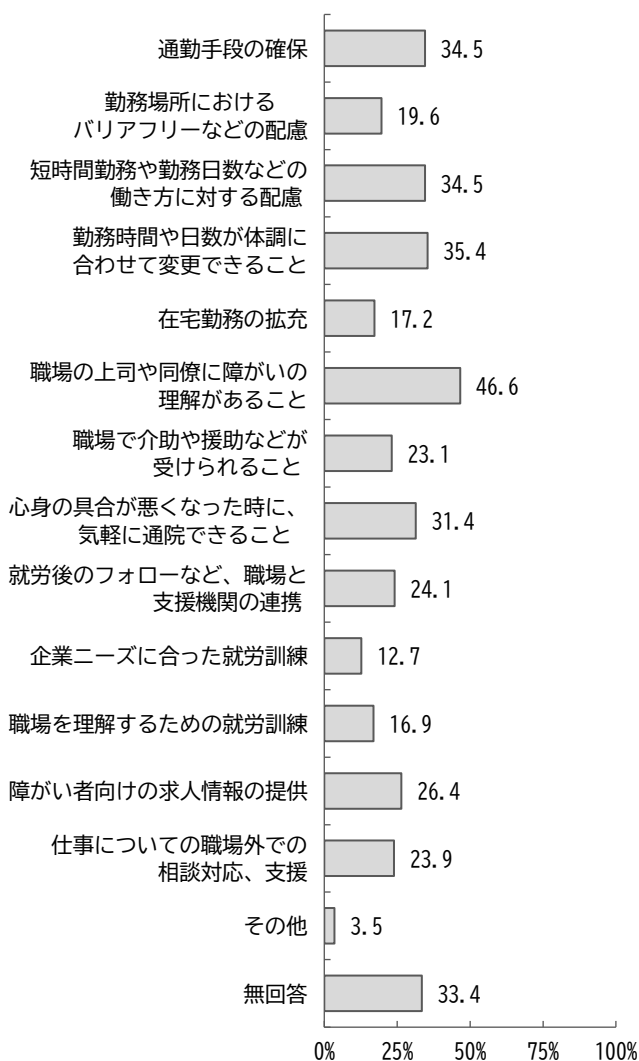
問 あなたは、平日昼間を主にどのように過ごしていますか。【障がい者手帳保持者】

○「自宅で過ごしている」(32.8%)が最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」(18.0%)、となっています。



問 あなたは、障がい者の方が一般就労をしていく上で、どのようなことが必要だと思いますか。  
【障がい者手帳保持者】

○「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(46.6%)が最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(35.4%)、「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数などの働き方に対する配慮」(各 34.5%)となっています。



## ■考察

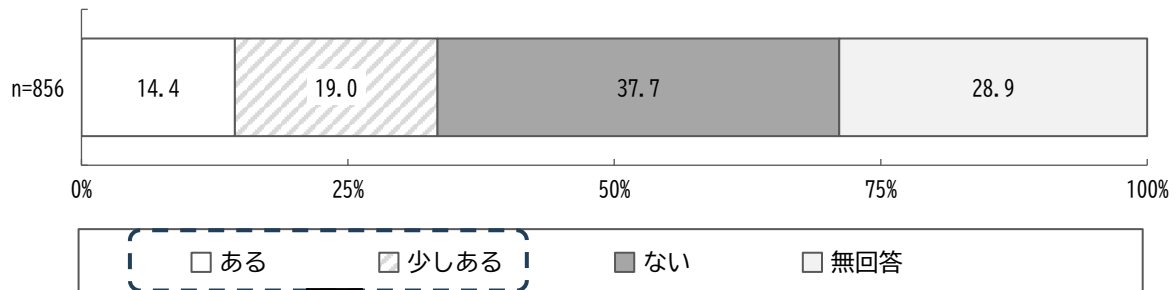
障がい者の就労支援について、必要だと思う支援について聞いたところ、「職場の上司や同僚に障がいの理解がある」「短時間勤務や勤務日数などの働き方に対する配慮がある」「通勤手段が確保される」と回答した方が多くなっています。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、障がい者が一般就労できるよう取り組んでいく必要があります。

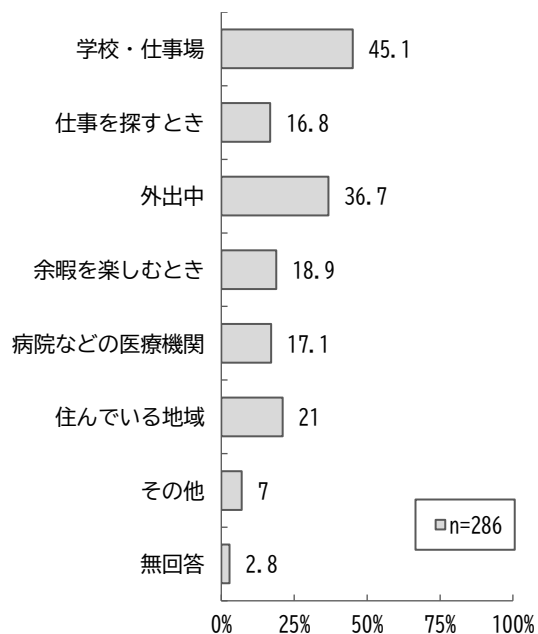
## ⑤差別解消・権利擁護について

問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。  
【障がい者手帳保持者】

○「ある」が14.4%、「少しある」が19.0%、「ない」が37.7%となっています。

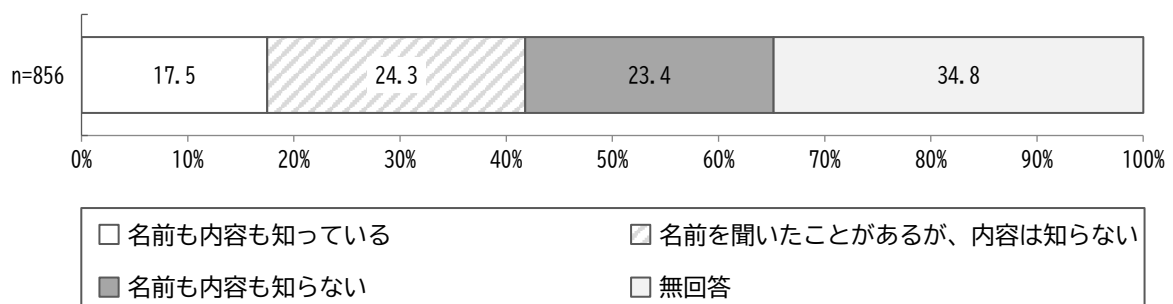


問 「1. ある」「2. 少しある」を選択した方にお聞きします。どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。【障がい者手帳保持者】



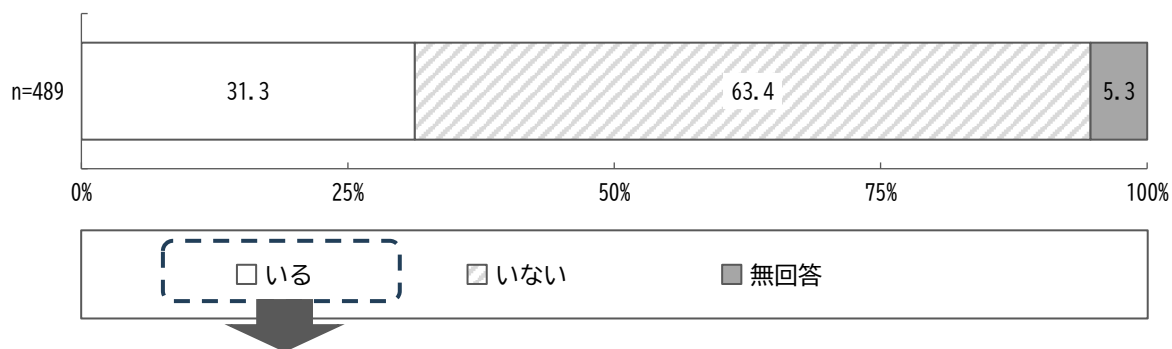
問 成年後見制度についてご存じですか。【障がい者手帳保持者】

○「名前も内容も知っている」が17.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.3%、「名前も内容も知らない」が23.4%となっています。



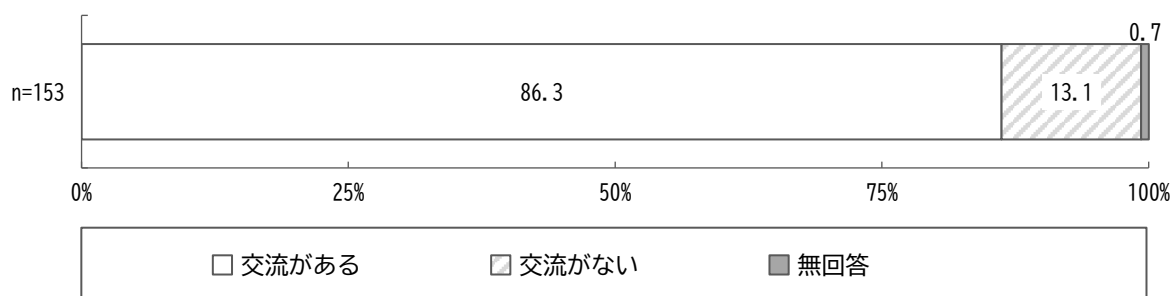
問 あなたの身近に障がいのある方はいますか。【一般】

○「いる」が31.3%、「いない」が63.4%となっています。



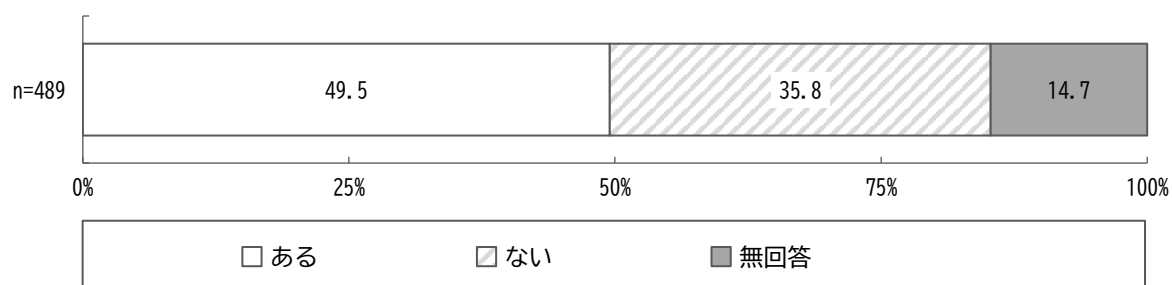
問 「いる」を選択した方に伺います。その方との交流はありますか。【一般】

○「交流がある」が86.3%、「交流がない」が13.1%となっています。



問 あなたは地域社会の中に障がいのある方への差別・偏見があると思いますか。【一般】

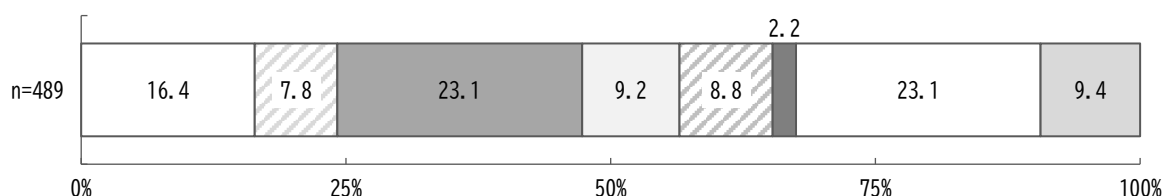
○「ある」が49.5%、「ない」が35.8%となっています。



問 障がいのある方に対する理解を深めるには、どのようなことが必要と考えますか。

【一般】

○「小中学校における障がいのある方との交流教育」「わからない」が各 23.1%で最も高く、次いで「マスメディアを活用した広報活動の充実」が 16.4%となっています。



- ☐ マスメディアを活用した広報活動の充実
- ☐ 障がいのある方の各種イベントの参加・協力
- ☐ 小中学校における障がいのある方との交流教育
- ☐ ボランティア活動を通じた交流
- ☐ 地域住民を対象とした福祉講座の開催
- ☐ その他
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

## ■考察

障がい者手帳保持者の方で、障がいに関して差別や嫌な思いをしたことのある方は3割程度となっていますが、一般の方で、障がいのある方への差別・偏見があると回答された方は約5割となっています。このことから、障がいのある方への配慮について意識の高い方が多いことが推察されます。

また、成年後見制度の認知度についても、名前は知っていても内容までは分からない割合が高い結果となりました。

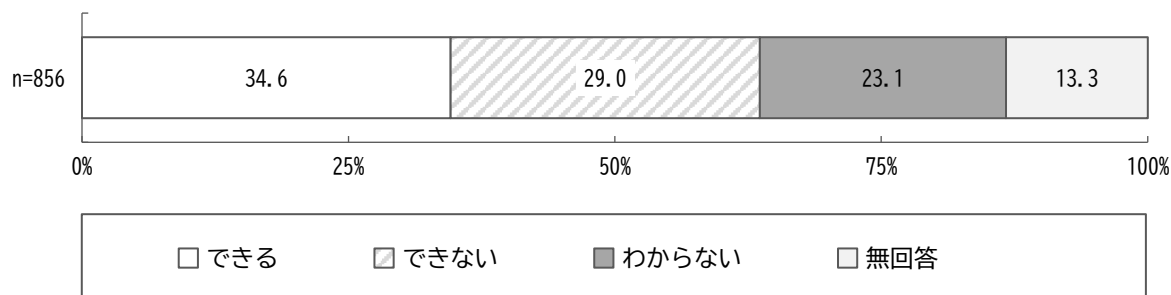
障がいや障がいのある方に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある方の自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、住民の障がいや障がいのある方に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。

また、成年後見制度を適切に利用することで、認知症、障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守ることにつながります。成年後見制度の利用を促進していくためにも、情報の提供等に力を入れていくことが重要です。

## ⑥災害について

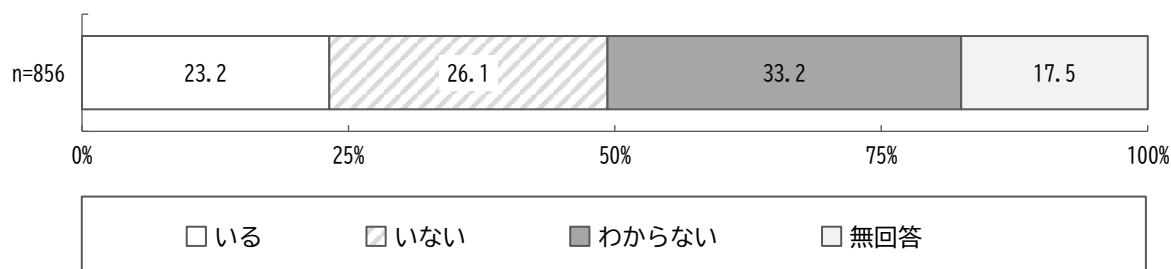
問 あなたは火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。【障がい者手帳保持者】

○「(避難) できる」が 34.6%、「(避難) できない」が 29.0%、「わからない」が 23.1% となっています。



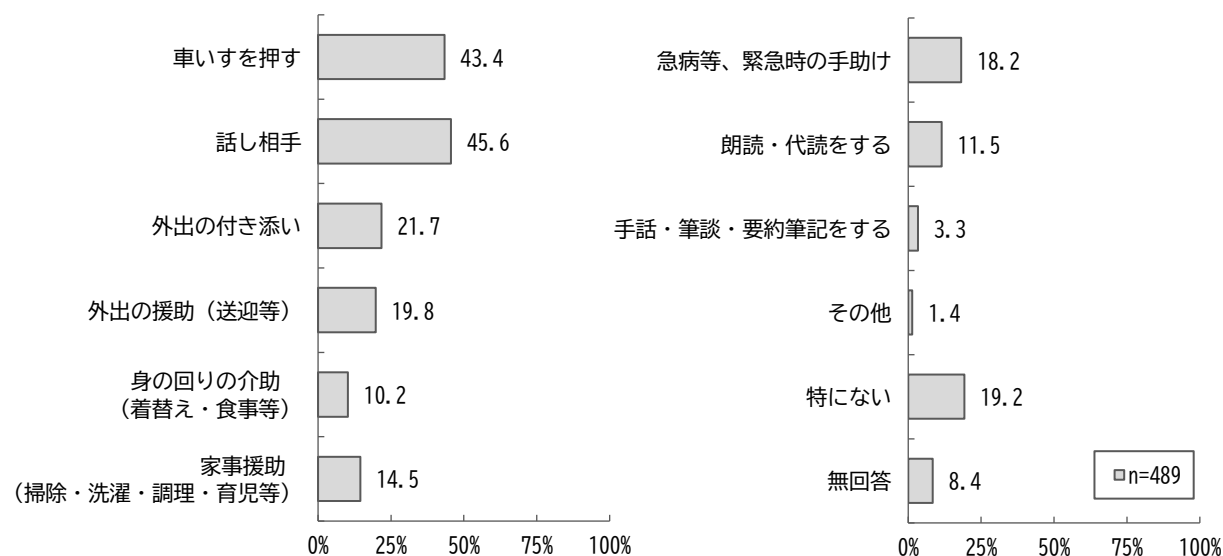
問 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。【障がい者手帳保持者】

○「(助けてくれる人が) いる」が 23.2%、「(助けてくれる人が) いない」が 26.1%、「わからない」が 33.2% となっています。



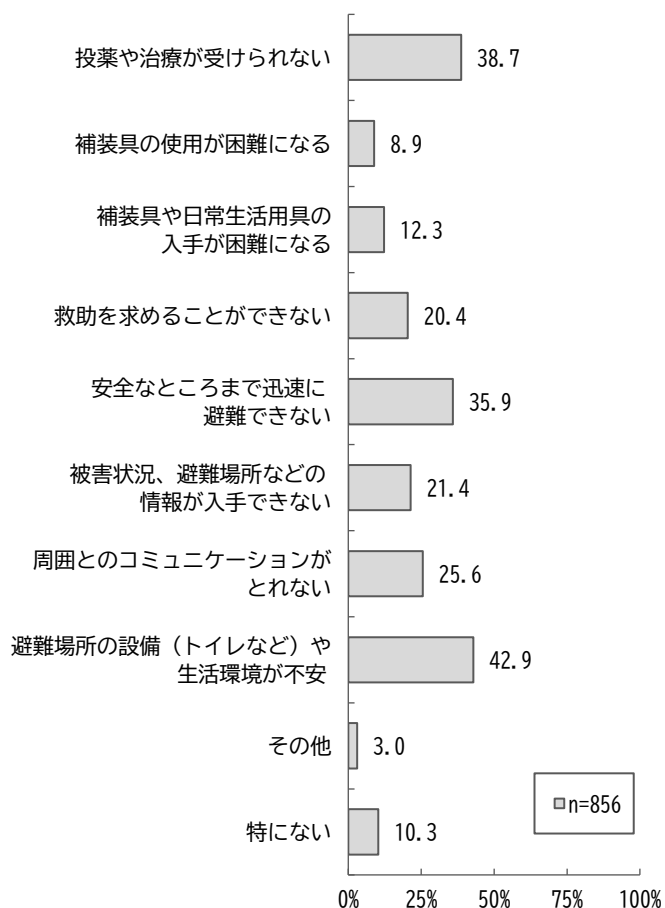
問 あなたが日常の生活の中で手助けとしてできることは何ですか。【一般】

○「話し相手 (45.6%) が最も多く、次いで「車いすを押す」(43.4%)、「外出の付き添い」(21.7%) となっています。



問 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。【障がい者手帳保持者】

○「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（42.9%）が最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」（38.7%）、「安全なところまで迅速に避難できない」（35.9%）となっています。



## ■考察

障がい者手帳保持者の方で、自分で避難できる方は3割程度、近所に助けてくれる方がいると回答した割合は2割となっています。

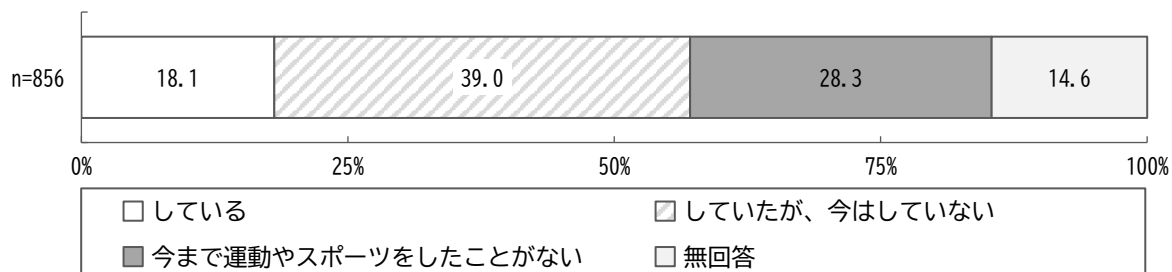
また、一般の方で日常生活の中で手助けできることとして「急病時、緊急時の手助け」を挙げた方が約2割となっています。

近年、各地で大規模な災害が発生する中、障がい者の災害に対する不安感は増大し、全国的にも防災への関心は高まっています。障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、安全・安心な生活を営んでいくためには、障がいのある人が危険な状況におかれても速やかに救助され、あるいは避難できるように、平時から災害時を想定した準備を障がい者自身が意識し、また、地域でサポートする体制の整備を行っていく必要があります。

## ⑦運動やスポーツについて

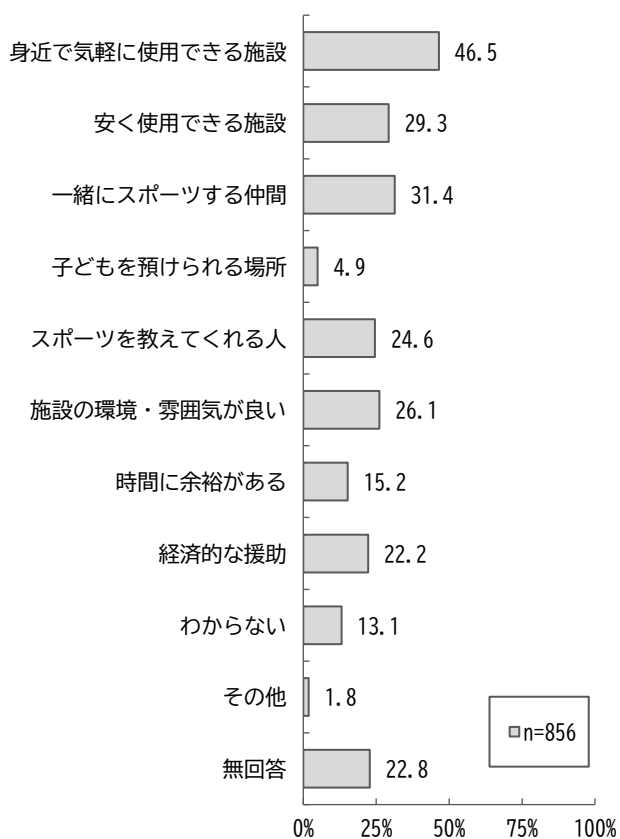
問 あなたは運動やスポーツをしていますか。【障がい者手帳保持者】

○「(スポーツを) している」が18.1%、「していたが、今はしていない」が39.0%、「今まで運動やスポーツをしたことがない」が28.3%となっています。



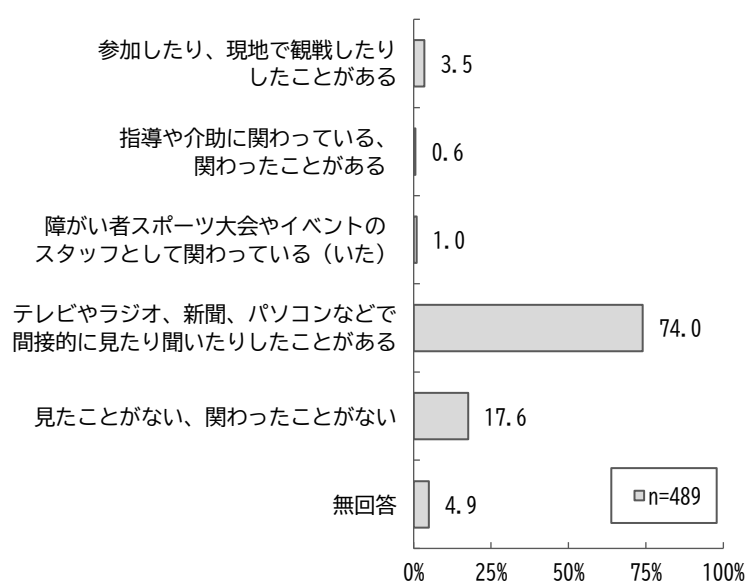
問 今後、障がいのある方がスポーツ活動をより多く行うためには、何が必要だと思いますか。【障がい者手帳保持者】

○「身近で気軽に使用できる施設」(46.5%) が最も高く、次いで「一緒にスポーツする仲間」(31.4%)、「安く使用できる施設」(29.3%)となっています。



問 障がい者スポーツについて、参加・観戦したり、関わったりしたことはありますか。  
【一般】

○「テレビやラジオ、新聞、パソコンなどで間接的に見たり聞いたりしたことがある」が74.0%と最も高く、次いで「見たことがない、関わったことがない」が17.6%となっています。また、「参加したり、現地で観戦したりしたことがある」と「指導や介助に関わっている、関わったことがある」と「障がい者スポーツ大会やイベントのスタッフとして関わっている（いた）」を合わせた『関わったことがある』は5.1%となっています。



## ■考察

障がい者手帳保持者の方で、今まで運動やスポーツをしたことがない方は3割程度となっています。

一般の方で、障がい者スポーツに関わったことがある方は1割に満たない結果となりました。

全ての障がい者がスポーツへの参加を通じて、各々の生活を豊かにしていくこと、また、これらの活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図っていく必要があります。

また、障がい者によって障がいの部位や程度は様々ですが、様々なスポーツについての情報を提供することで、参加を促していくことが大切です。

### (3) 関係団体ヒアリング

#### ①調査対象者及び調査方法、調査回収状況

団体の皆様や事業所の皆様に対して活動の状況や今後重要と考えていること等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 調査対象者 | 土岐市内の障がい福祉に取り組んでいる団体・事業所     |
| 調査手法  | メール送信・メール返答・郵送配布・郵送回収・Web回答  |
| 調査期間  | 令和5年8月1日～8月18日               |
| 有効回答率 | 69.0%（有効回答数 29件 うちWeb回答：19件） |

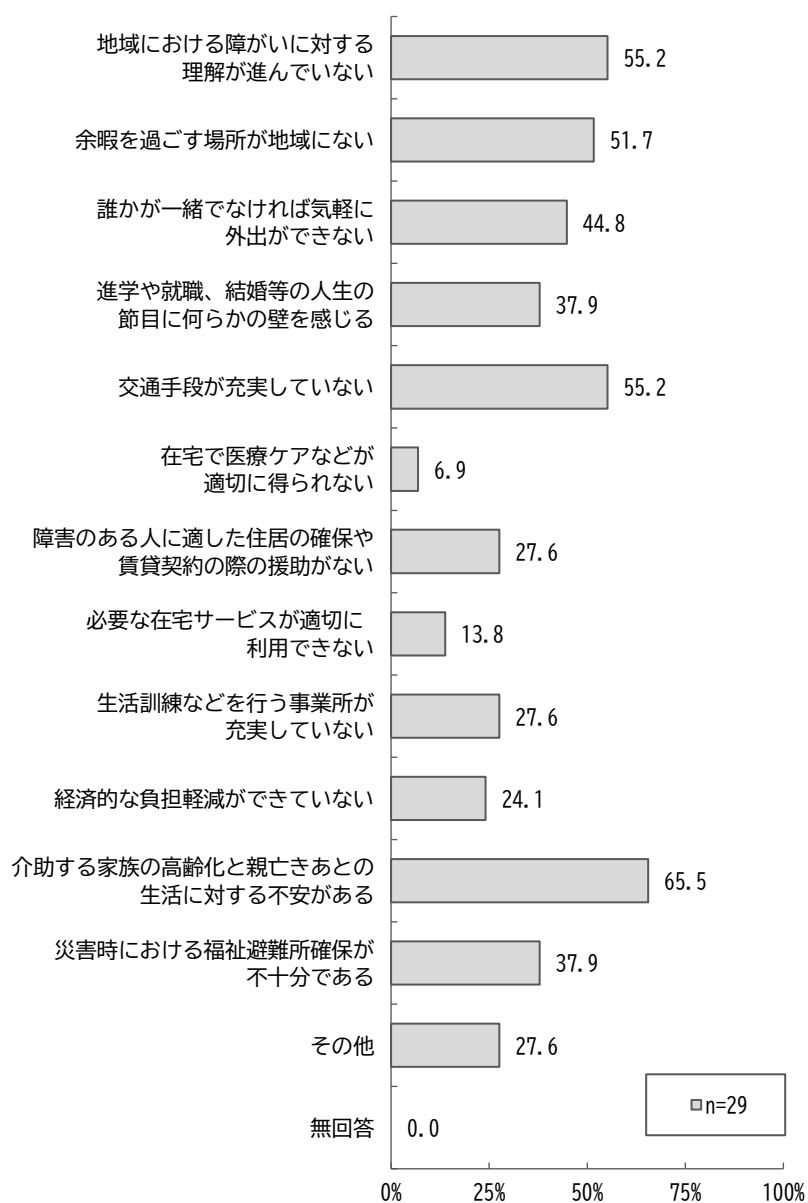
### (4) 調査結果概要

#### ①活動を行う上で困っていることや、改善すべき課題

- 利用者の高齢化によって生産量の低下による収入減。原材料高騰によるコスト上昇やコロナにより減少した収入の回復が難しい。
- 資格保有者や職員の確保が難しい。
- 保護者ニーズに応えられる福祉サービスの充実
- 活動を引き継いで頂ける方が見当たらない。
- 手帳を新規に取得されているが、協会への入会希望者は皆無である。
- 市内に相談支援事業が少なく、新規利用希望者の受け入れが困難。相談支援専門員一人当たりが受け持つ件数が非常に多く、きめ細かい支援ができない。
- 日中一時の事業所が少なく、利用を希望される方が増えているが、既に定員に達しているため、受け入れが難しい。
- 重度障がい児・者の生活をしていくうえで、医療体制が整っていない。
- 障がい特性を考慮した仕事の確保や安定的な利用者の確保が難しい。
- 生活自立をしていくための指導や保護者への対応が必要

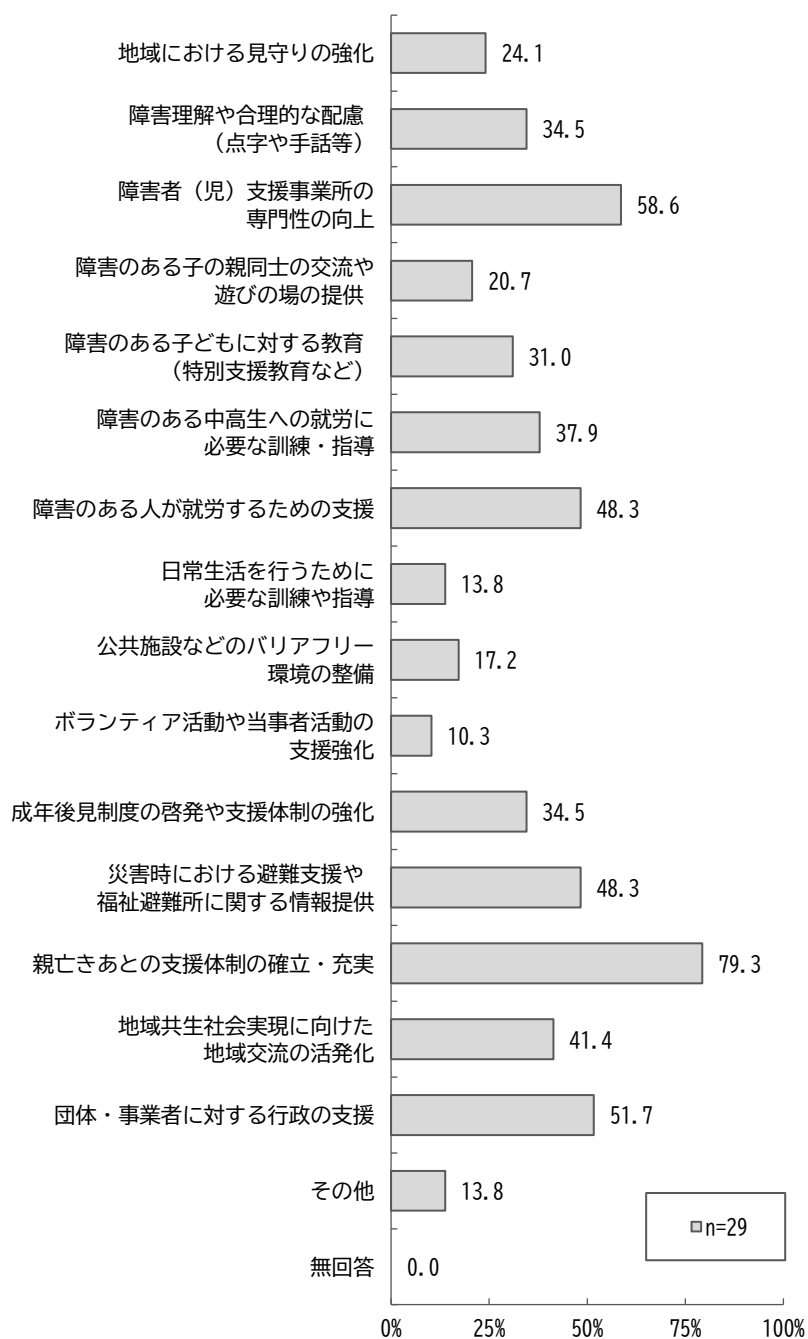
## ②障がい者とその家族が地域生活を送っていくための地域の問題点や課題について

○障がい者とその家族が地域生活を送っていくための問題点や課題等についてみると、  
「介助する家族の高齢化と親亡きあとの生活に対する不安がある」が 65.5%と最も高く、次いで「交通手段が充実していない」が 55.2%、「地域における障がいに対する理解が進んでいない」が 55.2%、「余暇を過ごす場所が地域にない」が 51.7%となっています。



### ③今後特に重要と考える障がい者(児)福祉支援について

○今後特に重要と考える障がい者(児)福祉支援についてみると、「親亡きあとの支援体制の確立・充実」が79.3%と最も高く、次いで「障害者(児)支援事業所の専門性の向上」が58.60%、「障害のある人が就労するための支援」「災害時における避難支援や福祉避難所に関する情報提供」が各48.3%となっています。



#### ④障がい福祉施策への要望について

- 保護者の就労時間に合った利用が出来る福祉サービスがない。
- 親の高齢化に伴う外出時の送迎・付き添い等への不安
- 高齢障がい者の障がい福祉サービスから介護福祉サービスへの移行への不安  
(介護保険サービス事業者と障がい者福祉サービス事業者が連携して支援して欲しい。)
- 障がい児・者の社会資源が少ない。
- 交通手段が充実していない。土曜日のバスの本数が減って通所出来ない。
- 市や市内の企業からの作業提供
- 発表・展示・交流など、表現できる場や機会を増やす。(イベント等)
- 障がい児の就職支援の充実(体験事業所の拡大等)
- 成人期後半から高齢期・親亡き後の支援のあり方の検討・対策
- 緊急時・災害時に備え、在宅者を把握し、受け入れ施設や避難所の整備
- 障がい福祉サービスに従事する人員の確保
- 障がい児 only の気軽に遊べる施設
- ニートや引きこもり等の方たちが社会参加できるようになるといい。

## 第3章 計画の理念と成果目標

### 1 計画の理念

第六次土岐市総合計画では、健康・福祉の基本目標を「支え合い安心できる暮らしづくり」として、「地域医療の充実を図るとともに、健康の増進や子育て支援、高齢者・障がい者等の福祉を推進し、健やかな心と身体を育み、地域住民がともに支え合いながら安心して暮らせる優しいまちづくり」を推進しています。

これを踏まえ、現行計画である第5期土岐市障がい者計画の基本理念を「誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり」と設定しました。

本計画についても、第5期土岐市障がい者計画と同じ方向を目指して、障がい福祉のまちづくりを推進していくことから、「誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げて各種事業を推進します。

### 2 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項を設定します。



#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。

また、令和8年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

#### 【国の方針】

- ・令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

#### 【県の方針】

- ・令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点を基準に現状維持とする
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の4.2%以上が地域生活へ移行することを目指す

#### ■ 成果目標

| 項目                 | 目 標 | 考え方                                |
|--------------------|-----|------------------------------------|
| 基準値（令和4年度末時点の入所者数） | 85人 |                                    |
| 入所施設からの地域移行        | 4人  | 令和4年度末時点の入所者数<br>85人から4.2%以上減少を見込む |
| 令和8年度末の入所者数        | 85人 | 令和4年度末時点の入所者数<br>85人から現状維持を見込む     |



## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう体制づくりを進めます。

### 【国の方針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 325.3 日以上
- ・精神病床における 1 年以上入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を国推計式により設定
- ・令和 8 年度における精神病床における退院率⇒ 3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上

### 【県の方針】

- ・令和 8 年度における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均が 325.3 日以上になることを目指す
- ・令和 8 年度時点の精神病床における 65 歳以上及び 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定
- ・令和 8 年度における退院率⇒ 3 か月後 69.0%以上、6 か月後 85.0%以上、1 年後 91.0%以上

### ■ 成果目標

| 項目                                   | 目 標 | 考え方                           |
|--------------------------------------|-----|-------------------------------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数             | 3 回 | 協議の場の回数について、3 回を見込む           |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数        | 8 人 | 協議の場への参加者数について、8 人を見込む        |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1 回 | 協議の場における目標設定及び評価について、継続して実施する |



### (3)地域生活支援の充実



障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

#### 【国の方針】

- ・令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討すること
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

#### 【県の方針】

- ・令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等が整備されることを目指す
- ・地域生活支援拠点等には、各市町村においてコーディネーター等が配置されるとともに、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指す
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制が整備されることを目指す

#### ■ 成果目標

| 項目                    | 目 標   | 考え方                         |
|-----------------------|-------|-----------------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備          | 設置済み  | 東濃圏域で設置済みのため、継続して機能の充実を図る   |
| コーディネーターの配置           | 5人    | 県・国の目標設定に沿って、コーディネーターを配置する  |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 | 年1回以上 | 県・国の目標設定に沿って、年1回以上の実施を目標とする |
| 強度行動障害を有する者への支援体制の整備  | 検討    | 整備に向け、情報収集に努める              |

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等



自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。

また、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。

#### 【国の方針】

- ・ 令和8年度中に、令和3年度実績の1.28倍以上。そのうち、就労移行支援については、令和3年度実績の1.31倍以上
- ・ 令和8年度中に、就労継続支援A型は令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型は令和3年度実績の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とすることを基本とする
- ・ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする

#### 【県の方針】

- ・ 令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを目指す
- ・ 令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを目指す
- ・ 令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す
- ・ 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目指す
- ・ 令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指す

■ 成果目標

| 項目                                                    | 目 標  | 考え方                |
|-------------------------------------------------------|------|--------------------|
| 一般就労への移行者数                                            | 4人   | 令和3年度実績3人の1.28倍以上  |
| うち就労移行支援利用者                                           | 1人   | 令和3年度実績0人の1.31倍以上  |
| うち就労継続支援A型利用者                                         | 2人   | 令和3年度実績を維持         |
| うち就労継続支援B型利用者                                         | 1人   | 令和3年度実績を維持         |
| 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上       | 1事業所 | 全事業所:1事業所(令和5年度実績) |
| 就労定着支援事業の利用者数                                         | 5人   | 令和3年度末実績3人の1.41倍以上 |
| 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が全体の2割5分以上 | 1事業所 | 全事業所:0事業所(令和5年度実績) |

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等



障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。

また、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

### 【国の方針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置
- ・令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置
- ・令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする

### 【県の方針】

- ・令和8年度末までに、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目指す
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築されることを目指す
- ・令和8年度末までに、各市町村（圏域等での確保を含む）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを目指す
- ・令和8年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場が設置されるとともに、県及び各市町村（圏域等での設置を含む）において医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されることを目指す

### ■ 成果目標

| 項目                                       | 目標   | 考え方                                            |
|------------------------------------------|------|------------------------------------------------|
| 児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備                | 整備済み | 既に同等の機能を有する体制を整備済みのため、継続して利用者のニーズに沿った体制の維持に努める |
| 障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の整備       | 整備済み | 既に市内で整備済みのため、継続して利用者のニーズに沿った体制の維持に努める          |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 確保済み | 既に確保済みのため、継続して利用者のニーズに沿った体制の維持に努める             |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置                 | 設置済み | 既に市内で設置済みのため、継続して協議の場の開催に努める                   |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置                   | 配置済み | 既に設置済みのため、継続して体制の維持に努める                        |

## (6)相談支援体制の充実・強化等



地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

### 【国の方針】

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが国の示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保することを基本とする【新規】

### 【県の方針】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）に基幹相談支援センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目指す
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指す

### ■ 成果目標

| 項目                                                          | 目 標  | 考え方                                                     |
|-------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------|
| 基幹相談支援センターの設置                                               | 設置済み | 既に東濃圏域で設置済みのため、継続して相談支援体制の充実に努める                        |
| 基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催 | 年36回 | 基幹相談支援センターによる訪問等による専門的な指導・助言及び連携会議（人材育成を含む。）の年36回開催を見込む |



## (7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための

### 取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

#### 【国の方針】

- ・令和8年度末までに、国の示す障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする

#### 【県の方針】

- ・令和8年度末までに、県の示す障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項の実施を目指す

#### ■ 成果目標

| 項目                                                            | 目 標 | 考え方                     |
|---------------------------------------------------------------|-----|-------------------------|
| 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加                              | 3人  | 障がい福祉サービス担当者3人の参加を目標とする |
| 障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施 | 1回  | 年1回の会議実施を目標とする          |

## 第4章 サービス見込み量と確保のための方策

### 1 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて、必要とする方に適切に提供できるよう、本計画の計画期間である令和6年度から令和8年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（令和3年度から令和5年度）やアンケート調査結果を基に把握した市民ニーズを勘案します。

#### ■ 障がい福祉サービス一覧

|           | サービス名                       | 内容                                                                                                  |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問系サービス   | 居宅介護                        | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                                                             |
|           | 重度訪問介護                      | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
|           | 行動援護                        | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。                                                  |
|           | 同行援護                        | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。                                     |
|           | 重度障害者等包括支援                  | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。                                                                |
| 日中活動系サービス | 生活介護                        | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。                                          |
|           | 自立訓練                        | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。                               |
|           | 就労選択支援                      | 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。                         |
|           | 就労移行支援                      | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                |
|           | 就労継続支援<br>A型＝雇用型<br>B型＝非雇用型 | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。                   |
|           | 就労定着支援                      | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。                                                             |
|           | 療養介護                        | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。                                               |
|           | 短期入所                        | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                                  |

|         | サービス名  | 内容                                                                                                                                                                                     |
|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅系サービス | 自立生活援助 | 定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。                                                                                                                                            |
|         | 共同生活援助 | 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。                                                                                                                                                           |
|         | 施設入所支援 | 施設入所する人に、夜間入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                                                                                                                                         |
| 相談支援    | 計画相談支援 | <p>●サービス利用支援<br/>福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続サービス利用支援<br/>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p> |
|         | 地域移行支援 | 施設等を退所する障がい者などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。                                                                                                               |
|         | 地域定着支援 | 居宅で生活している人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。                                                                                                                                             |

## (1)訪問系サービス

### ①サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、居宅介護、同行援護については、おおむね利用者数が一定で推移しており、重度訪問介護、行動援護については利用者が増加傾向にあります。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みを おおむね増加傾向で設定しています。

### ②サービス確保のための方策

- ◆サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上のための支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。
- ◆ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ◆介護保険事業者に対しても新規参入を働きかけ、事業者の参入を促進していきます。

(1月あたり)

|                |    | 第6期計画実績   |           |           | 第7期計画見込量  |           |           |
|----------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名          | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 居宅介護           | 人  | 58        | 60        | 58        | 63        | 65        | 68        |
|                | 時間 | 920       | 953       | 920       | 965       | 980       | 995       |
| 重度訪問介護         | 人  | 1         | 2         | 3         | 3         | 3         | 3         |
|                | 時間 | 340       | 849       | 789       | 880       | 920       | 940       |
| 行動援護           | 人  | 2         | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         |
|                | 時間 | 9         | 28        | 28        | 28        | 28        | 28        |
| 同行援護           | 人  | 9         | 9         | 9         | 9         | 9         | 9         |
|                | 時間 | 83        | 83        | 83        | 83        | 83        | 83        |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|                | 時間 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

令和5年度の実績は見込み

## (2)日中活動系

### ①サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、就労継続支援（A型・B型）については増加傾向に、それ以外はおおむね利用者数が一定で推移しています。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みを おおむね増加傾向で設定しています。

### ②サービス確保のための方策

- ◆サービス利用者が良質なサービスを受けられるよう、事業者に対する適切な助言や指導を行います。
- ◆サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるようこれらの事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進していきます。

(1月あたり)

| サービス名          | 単位 | 第6期計画実績 |       |       | 第7期計画見込量 |       |       |
|----------------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                |    | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 生活介護           | 人  | 150     | 153   | 151   | 155      | 158   | 162   |
|                | 人日 | 3,235   | 3,297 | 3,166 | 3,235    | 3,300 | 3,420 |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人  | 1       | 0     | 0     | 0        | 0     | 0     |
|                | 人日 | 1       | 0     | 0     | 0        | 0     | 0     |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人  | 10      | 11    | 12    | 12       | 13    | 14    |
|                | 人日 | 140     | 144   | 154   | 155      | 180   | 195   |
| 就労選択支援         | 人  |         |       |       |          | 0     | 0     |
|                | 人日 |         |       |       |          | 0     | 0     |
| 就労移行支援         | 人  | 7       | 6     | 7     | 7        | 7     | 7     |
|                | 人日 | 100     | 111   | 122   | 125      | 125   | 125   |
| 就労継続支援<br>(A型) | 人  | 68      | 67    | 70    | 70       | 73    | 75    |
|                | 人日 | 1363    | 1,409 | 1,410 | 1,410    | 1,460 | 1,500 |
| 就労継続支援<br>(B型) | 人  | 118     | 126   | 122   | 130      | 133   | 135   |
|                | 人日 | 2,020   | 2,214 | 2,018 | 2,340    | 2,390 | 2,430 |
| 就労定着支援         | 人  | 3       | 3     | 3     | 3        | 3     | 3     |
| 療養介護           | 人  | 7       | 7     | 7     | 8        | 8     | 8     |
| 短期入所<br>(福祉型)  | 人  | 6       | 17    | 17    | 20       | 22    | 24    |
|                | 人日 | 34      | 63    | 57    | 65       | 68    | 70    |
| 短期入所<br>(医療型)  | 人  | 0       | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |
|                | 人日 | 0       | 1     | 4     | 2        | 2     | 2     |

令和5年度の実績は見込み

### (3)居住系サービス

#### ①サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、共同生活援助については利用者数が増加傾向にあり、それ以外はおおむね利用者数が一定で推移しています。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みをおおむね現状維持で設定しています。

#### ②サービス確保のための方策

- ◆地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を働きかけていきます。
- ◆円滑な地域生活が送れるよう、障がいのある人に対する地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動を行います。

(1月あたり)

|               |    | 第6期計画実績   |           |           | 第7期計画見込量  |           |           |
|---------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名         | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 自立生活援助        | 人  | 1         | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 共同生活援助        | 人  | 50        | 57        | 58        | 60        | 63        | 65        |
| 施設入所支援        | 人  | 86        | 85        | 85        | 85        | 85        | 85        |
| 地域生活支援<br>拠点等 | 箇所 | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
|               | 回数 | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |

令和5年度の実績は見込み  
※地域生活支援拠点等については年間あたり

#### (4)計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

##### ①サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、計画相談支援はおおむね利用者が一定で推移しており、地域移行支援と地域定着支援は利用実績がありません。
- ◆アンケート調査結果では、いずれのサービスにおいても利用意向が見られるため、それらを勘案して各種サービス見込みを増加傾向で設定しています。

##### ②サービス確保のための方策

- ◆サービス提供事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。

(1月あたり)

|        |    | 第6期計画実績 |       |       | 第7期計画見込み |       |       |
|--------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名  | 単位 | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画相談支援 | 人  | 179     | 139   | 145   | 150      | 155   | 160   |
| 地域移行支援 | 人  | 0       | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 地域定着支援 | 人  | 0       | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

令和5年度の実績は見込み

#### (5)発達障がい者等に対する支援

##### ①サービス見込み量の設定

- ◆国の基本指針において、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート等を通じて発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することとされています。
- ◆本市における発達障がい者等の支援として、市や関係機関が、ピアサポート活動の支援を行っており、これらを通じた見込みを設定します。

##### ②サービス確保のための方策

- ◆引き続き、市と関係機関が連携し活動団体への支援に努めます。

(年間あたり)

|                 |    | 第6期計画実績 |       |       | 第7期計画見込み |       |       |
|-----------------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名           | 単位 | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 人  | 45      | 46    | 43    | 45       | 45    | 45    |

令和5年度の実績は見込み

## (6)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ①サービス見込み量の設定

- ◆国の基本指針において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があるとされています。
- ◆これまで実績がなかった地域移行支援や地域定着支援についても、今後増加が想定される精神障がいに対応するため見込み量を設定します。

### ②サービス確保のための方策

- ◆これまで実績がなかったサービスについても事業者と連携を図り、体制を整えていきます。

(1月あたり)

|                           |    | 第6期計画実績   |           |           | 第7期計画見込み量 |           |           |
|---------------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名                     | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 精神障がい者の<br>地域移行支援         | 人  | 0         | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 精神障がい者の<br>地域定着支援         | 人  | 0         | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 精神障がい者の<br>共同生活援助         | 人  | 21        | 21        | 22        | 23        | 24        | 25        |
| 精神障がい者の<br>自立生活援助         | 人  | 0         | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         |
| 精神障がい者の<br>自立支援<br>(生活訓練) | 人  | 10        | 11        | 12        | 12        | 12        | 12        |

令和5年度の実績は見込み

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう市町村を中心として実施される事業です。本計画の計画期間である令和6年度から令和8年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（令和3年度から令和5年度）やアンケート調査結果を基に把握した市民ニーズを勘案します。

### ■ 地域生活支援事業一覧

|             | サービス名           | 内容                                                                                                                             |
|-------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談支援事業      | 地域相談支援センター      | 障がいの種別にかかわらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者総合支援法の目的の実現を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいを持つ方の福祉の向上を目指します。 |
|             | 障がい者虐待防止センター    | 養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待の通報・届出の受理等の業務を行います。                                                             |
|             | 総合支援協議会         | 障がい者の総合支援のため、障がい福祉に関する事業者、機関及び団体が協働及び連携し、その対応方策を検討並びに調整します。                                                                    |
|             | 基幹相談支援センター      | 地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施します。                                                                                                  |
| 意思疎通支援事業    | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 聴覚障がい等のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。                                                                                |
|             | 手話通訳者設置事業       | 聴覚障がい等のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者奉仕員の派遣調整、関係機関との連絡調整を行います。                                         |
| 日常生活用具給付等事業 | 介護訓練支援用具        | 特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。                                                                      |
|             | 自立生活支援用具        | 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。                                                                   |
|             | 在宅療養等支援用具       | 電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。                                                                                  |
|             | 情報・意思疎通支援用具     | 点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。                                                                               |
|             | 排せつ管理支援用具       | ストマ用装具など、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。                                                                                            |
|             | 住宅改修費           | 障がい者などの居宅における円滑な生活動作等の確保を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。                                                                        |

|     |  | サービス名              | 内容                                                                                             |
|-----|--|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 |  | 手話奉仕員養成研修事業        | 聴覚障がい等のある人の日常生活や社会参加の拡大を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した者を養成する研修を実施します。                       |
|     |  | 移動支援事業             | 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。                                                    |
|     |  | 地域活動支援センター事業       | 地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。                                    |
|     |  | 日中一時支援事業           | 障がい者に日中活動する場を提供するとともに、家族の就労支援や一時的な休息の支援を行います。                                                  |
|     |  | 訪問入浴サービス事業         | 自宅及び公衆浴場での入浴が困難な在宅の重度の身体障がい者に、巡回入浴車及び看護職員・介護職員を派遣し、入浴介助を行います。                                  |
|     |  | 理解促進研修・啓発事業        | 障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 |
|     |  | 自発的活動支援事業          | 障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。                              |
|     |  | 成年後見制度利用支援事業       | 障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人の成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。                     |
|     |  | 成年後見制度<br>法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。                    |

## (1)相談事業

### ①サービス見込み量の設定

- ◆障がい者相談支援事業については、東濃圏域内6箇所で実施しています。障がい者虐待防止センター、総合支援協議会、基幹相談支援センターについては、既に設置済みであり、いずれも現状のまま推移することを見込みます。

### ②サービス確保のための方策

- ◆障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を専門的かつ継続的に行えるよう、地域の相談支援体制やネットワークの構築を図ります。
- ◆基幹相談支援センターについては、東濃圏域で設置済みです。

(年間あたり)

|              |      | 第6期計画実績 |       |       | 第7期計画見込量 |       |       |
|--------------|------|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名        | 単位   | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障がい者相談支援事業   | 箇所   | 6       | 6     | 6     | 6        | 6     | 6     |
| 障がい者虐待防止センター | 設置状況 | 設置      | 設置    | 設置    | 設置       | 設置    | 設置    |
| 総合支援協議会      | 設置状況 | 設置      | 設置    | 設置    | 設置       | 設置    | 設置    |
| 基幹相談支援センター   | 設置状況 | 設置      | 設置    | 設置    | 設置       | 設置    | 設置    |

令和5年度の実績は見込み

## (2)意思疎通支援事業

### ①サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣員はおおむね一定で推移しています。手話通訳者設置事業については現在1箇所に設置しており、いずれも現状のまま推移することを見込みます。

### ②サービス確保のための方策

- ◆現在の手話通訳者・要約筆記者派遣事業を継続して実施します。
- ◆障がい者関係団体、社会福祉協議会などとの連携により、地域における手話通訳者や手話奉仕員の把握・養成に努めるとともに、手話通訳者等を確保し、きめ細かなサービス提供体制を整備していきます。

(年間あたり)

|                 |    | 第6期計画実績 |       |       | 第7期計画見込量 |       |       |
|-----------------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名           | 単位 | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 人  | 8       | 8     | 8     | 8        | 8     | 8     |
| 手話通訳者設置事業       | 箇所 | 1       | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |

令和5年度の実績は見込み

### (3)日常生活用具給付等事業

#### ①サービス見込み量の設定

- ◆第6期の実績から、日常生活用具給付等事業はこれまでの年間実績と同程度を見込みます。

#### ②サービス確保のための方策

- ◆過去の給付実績を基に、適切な給付を目指します。障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。

(年間あたり)

|             |    | 第6期計画実績 |       |       | 第7期計画見込量 |       |       |
|-------------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名       | 単位 | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護訓練支援用具    | 件  | 4       | 4     | 4     | 4        | 4     | 4     |
| 自立生活支援用具    | 件  | 7       | 7     | 7     | 7        | 7     | 7     |
| 在宅療養等支援用具   | 件  | 16      | 14    | 15    | 15       | 15    | 15    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件  | 18      | 6     | 5     | 8        | 8     | 8     |
| 排せつ管理支援用具   | 件  | 1,751   | 1,723 | 1,750 | 1,750    | 1,750 | 1,750 |
| 住宅改修費       | 件  | 0       | 0     | 1     | 2        | 2     | 2     |

令和5年度の実績は見込み

### (4)手話奉仕員養成研修事業

#### ①サービス見込み量の設定

- ◆養成講習修了見込者数は、初級講習の受講者数により、増加を見込みます。

#### ②サービス確保のための方策

- ◆設置手話通訳者とともに、手話サークル活動を行う団体等と連携し、手話や手話奉仕員の活動の周知に努め、研修受講者数の拡大に努めます。

(年間あたり)

|            |    | 第6期計画実績 |       |       | 第7期計画見込量 |       |       |
|------------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名      | 単位 | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 養成講習修了見込者数 | 人  | 0       | 4     | 0     | 6        | 0     | 0     |

令和5年度の実績は見込み

## (5)移動支援事業

### ①サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、移動支援事業は減少を見込みます。

### ②サービス確保のための方策

◆障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして、適切にサービスを利用することができるよう支援します。

(1月あたり)

|        |     | 第6期計画実績   |           |           | 第7期計画見込量  |           |           |
|--------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名  | 単位  | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 移動支援事業 | 人   | 10        | 9         | 2         | 2         | 2         | 2         |
|        | 延時間 | 28        | 25        | 8         | 8         | 8         | 8         |

令和5年度の実績は見込み

## (6)地域活動支援センター事業

### ①サービス見込み量の設定

◆地域活動支援センター事業の実施箇所数については、現状のままの推移を見込みます。  
利用人数についても現状と同程度を見込みます。

### ②サービス確保のための方策

◆障がいのある人等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、現在2箇所ある地域活動支援センター事業者を支援します。

(1月あたり)

|                  |    | 第6期計画実績   |           |           | 第7期計画見込量  |           |           |
|------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名            | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 地域活動支援<br>センター事業 | 箇所 | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         |
|                  | 人  | 60        | 61        | 60        | 60        | 60        | 60        |

令和5年度の実績は見込み

## (7)日中一時支援事業

### ①サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、日中一時支援事業の利用者数は現状と同程度を見込みます。

### ②サービス確保のための方策

◆利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるように、提供体制の確保に努めます。

(1月あたり)

|              |     | 第6期計画実績   |           |           | 第7期計画見込量  |           |           |
|--------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名        | 単位  | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 日中一時支援<br>事業 | 人   | 50        | 60        | 55        | 55        | 55        | 55        |
|              | 延日数 | 498       | 585       | 558       | 560       | 560       | 560       |

令和5年度の実績は見込み

## (8)訪問入浴サービス事業

### ①サービス見込み量の設定

◆過去の実績から、訪問入浴サービス事業の利用者数は増加傾向にありますが、今後は現状と同程度を見込みます。

### ②サービス確保のための方策

◆利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるように、提供体制の確保に努めます。

(1月あたり)

|                |     | 第6期計画実績   |           |           | 第7期計画見込量  |           |           |
|----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名          | 単位  | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 訪問入浴<br>サービス事業 | 人   | 5         | 3         | 7         | 7         | 7         | 7         |
|                | 延日数 | 21        | 15        | 45        | 56        | 56        | 56        |

令和5年度の実績は見込み



## (9)その他の事業

### 理解促進研修・啓発事業

---

- ◆障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

### 成年後見制度利用支援事業

---

- ◆障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人の成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

### 成年後見制度法人後見支援事業

---

- ◆成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

### 3 障がい児福祉サービス

障がい児を対象とするサービスは、児童福祉法に基づく障がい児通所支援があります。適切に必要とする方に提供できるよう、本計画の計画期間である令和6年度から令和8年度にかけての事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（令和3年度から令和5年度）やアンケート調査結果を基に把握した市民ニーズを勘案します。

また、第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画とも整合を図るため、特定教育・保育施設における障がい児等の受け入れ人数についても見込みます。

#### ■ 障がい児福祉サービス一覧

|          | サービス名       | 内容                                                                       |
|----------|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 障がい児通所支援 | 児童発達支援      | 日常生活の基本的動作を習得及び集団生活に適応することができるよう、療育等の支援を行います。                            |
|          | 医療型児童発達支援   | 児童発達支援及び治療等の支援を行います。                                                     |
|          | 放課後等デイサービス  | 就学中の障がい児等へ、放課後や長期休暇中にも、生活能力向上のため継続的に療育等の支援を行います。                         |
|          | 保育所等訪問支援    | 保育所等において、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする児童に、施設を訪問し支援を行います。                      |
|          | 居宅訪問型児童発達支援 | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。                          |
|          | 障がい児相談支援    | サービス等利用計画を作成し、障がい児の生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。 |

## (1)障がい児通所支援

### ①サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績を見ると、放課後等デイサービスの利用者が増加傾向にあり、児童発達支援の利用者数は一定で推移しています。その他のサービスは利用実績がありません。
- ◆アンケート調査結果を勘案し、一部のサービス見込みを増加傾向で設定しています。

### ②サービス確保のための方策

- ◆ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、提供体制の確保に努めます。
- ◆障がい児が必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。

(1月あたり)

|                 |    | 第2期計画実績   |           |           | 第3期計画見込量  |           |           |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名           | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 児童発達支援          | 人  | 118       | 125       | 131       | 140       | 140       | 140       |
|                 | 人日 | 512       | 510       | 535       | 560       | 560       | 560       |
| 医療型児童<br>発達支援   | 人  | 0         | 0         | 0         | -         | -         | -         |
|                 | 人日 | 0         | 0         | 0         | -         | -         | -         |
| 放課後等<br>デイサービス  | 人  | 118       | 155       | 182       | 200       | 220       | 240       |
|                 | 人日 | 1,362     | 1,834     | 2,164     | 2,380     | 2,610     | 2,870     |
| 保育所等訪問<br>支援    | 人  | 0         | 0         | 0         | 1         | 2         | 3         |
|                 | 人日 | 0         | 0         | 0         | 2         | 4         | 6         |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|                 | 人日 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

令和5年度の実績は見込み

※「医療型児童発達支援」は令和6年から「児童発達支援」に一元化されます

## (2)障がい児相談支援

### ①サービス見込み量の設定

- ◆過去の実績から、障がい児相談支援はわずかに増加を見込みます。
- ◆アンケート調査結果を勘案してサービス見込みを増加傾向で設定しています。

### ②サービス確保のための方策

- ◆サービス提供事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。

(1月あたり)

|          |    | 第2期計画実績 |       |       | 第3期計画見込量 |       |       |
|----------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名    | 単位 | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障がい児相談支援 | 人  | 41      | 43    | 45    | 48       | 51    | 54    |

令和5年度の実績は見込み

## (3)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### ①サービス見込み量の設定

- ◆継続してコーディネーター1名の配置を見込みます。

### ②サービス確保のための方策

- ◆保健・医療・教育・福祉等の関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努めます。

(年間あたり)

|                                   |    | 第2期計画実績 |       |       | 第3期計画見込量 |       |       |
|-----------------------------------|----|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| サービス名                             | 単位 | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 人  | 0       | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |

令和5年度の実績は見込み

#### (4)子ども・子育て支援等の提供体制の整備

##### ①サービス見込み量の設定

◆保育所及び認定こども園について、現状程度での推移を見込みます。

令和6年度から全ての公立保育所が認定こども園に移行します。

##### ②サービス確保のための方策

◆障がい児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や認定こども園等における受け入れ体制の確保に努めます。

(1月あたり)

|                 |    | 第2期計画実績   |           |           | 第3期計画見込量  |           |           |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サービス名           | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| 保育所             | 人  | 70        | 100       | 41        | 4         | 4         | 4         |
| 認定こども園          | 人  | 23        | 22        | 60        | 97        | 97        | 97        |
| 放課後児童<br>健全育成事業 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

令和5年度の実績は見込み



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進にあたって

次に掲げるような点に留意し、本計画を推進していきます。

#### (1) 庁内、市内・外における連携の強化

本計画の各種取組を推進するためには、庁内各課の連携のみならず、市内の多様な主体（市民、関係団体及び事業者）の協力が不可欠であることから、連携を強化しながら、取組を推進していきます。

また、市単独で対応できない取組もあるため、国や県、近隣自治体とも協力の上、きめ細やかなサービス提供体制の確保等に努めます。

#### (2) PDCAサイクルによる点検及び評価

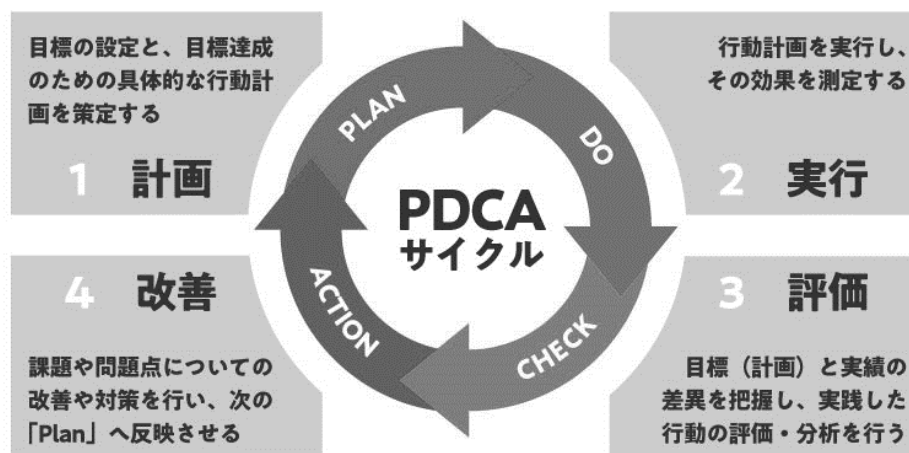
計画の推進に当たっては、進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次の取組に反映していく「PDCAサイクル」による計画の進行管理を進めます。

成果目標や事業量については、実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を行います。

また、中間評価の際には、土岐市総合支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

次期計画を策定する際には、本計画における評価等を踏まえながら、その結果を反映していきます。

#### ■ PDCAサイクルによる点検及び評価





# 資料編

## 1 土岐市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく土岐市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく土岐市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく土岐市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に当たり、福祉、医療、保健等に関する幅広い意見を求めるため、土岐市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から障害者計画等の策定が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長を務める。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(委員会の運営)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 2 土岐市障害者計画等策定委員会 委員名簿

|    | 団 体 名 等                                   | 役 職 等     | 氏 名    |
|----|-------------------------------------------|-----------|--------|
| 1号 | 一般社団法人 土岐医師会                              | 理事        | 田伏 英晶  |
|    | 岐阜県東濃保健所                                  | 健康増進課長    | 野々垣 直美 |
| 2号 | 財団法人<br>岐阜県身体障害者福祉協会                      | 土岐市支部長    | 香川 知明  |
|    | NPO法人 東濃さつき会                              | 理事長       | 江崎 道春  |
| 3号 | 土岐市知的障害者相談員                               | 代表        | 渡辺 峯雄  |
|    | 身体障害者デイサービスセンター<br>(社会福祉法人<br>土岐市社会福祉協議会) | 主任        | 吉田 雅代  |
|    | 土岐市幼児療育センター<br>(社会福祉法人<br>土岐市社会福祉協議会)     | 総括主任      | 浜野 香織  |
|    | 岐阜県立はなの木苑                                 | 次長        | 野村 昇司  |
|    | 社会医療法人聖泉会<br>ホーリークロスセンター                  | センター長     | 藤木 誠   |
|    | 多治見公共職業安定所                                | 雇用指導官     | 黒川 裕二  |
|    | 岐阜県立東濃特別支援学校                              | 校長        | 大竹 陽平  |
| 4号 | 岐阜県東濃県事務所                                 | 福祉課長      | 安江 巧   |
|    | 土岐市福祉事務所                                  | 健康福祉部長兼所長 | 黒田 隆之  |
| 5号 | 土岐市民生児童委員協議会                              | 会長        | 永井 義典  |

### 3 策定経過

| 項 目               | 年 月 日                    | 主な内容                                                                                                                                   |
|-------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回土岐市障害者計画等策定委員会 | 令和5年7月3日                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について</li> <li>・アンケート調査票について</li> </ul>                               |
| アンケート調査           | 令和5年7月25日から<br>令和5年8月18日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者アンケート</li> <li>・一般アンケート</li> <li>・関係団体への意見聴取</li> </ul>                                    |
| 第2回土岐市障害者計画等策定委員会 | 令和5年9月25日                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査報告について</li> <li>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価について</li> <li>・計画の理念と成果目標（骨子案）について</li> </ul> |
| 第3回土岐市障害者計画等策定委員会 | 令和5年11月27日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について</li> </ul>                                                      |
| パブリックコメント         | 令和6年1月24日から<br>令和6年2月6日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見0件</li> </ul>                                                                              |

---

第7期土岐市障がい福祉計画  
第3期土岐市障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月  
発行者 土岐市 健康福祉部 福祉課・子育て支援課※  
住 所 〒509-5192  
土岐市土岐津町土岐口 2101 番地  
T E L 0572-54-1111 F A X 0572-54-3329  
U R L <https://www.city.toki.lg.jp/>

---

※子育て支援課は令和6年4月よりこども家庭課に名称変更します

